藩翰譜　十五

十二下

冨田　稲葉（通道）　徳永　西尾
古田（縫ア脩）　古田（織ア正）　山崎　本多（光敎）
松下　髙橋　關　杉原
前田（利宗）　松倉　坂崎　戸川
平岡　藤田　竹中　佐久間
村上　石川　日根野　成田
佐野　滝川

類	號	函	架	冊
和書門	七六〇七	一七 一八	一	一五

内閣文庫				
類	號	冊	函	架
和書	七六〇七	一五	二五五	二

内閣文庫		
番號	和	7607
冊數	15	(15)
函號	155	38

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館 National Archives of Japan

文部省文庫印

藩翰譜十二下

富田

信濃守源知信（初名は……と云）左近将監一白が男也（いはゆる書に左近将監信廣と云）
左近将監始めは平右衛門尉と申して豊臣太閤いまだ近
江長浜の城におはせし時より仕へ奉り一生の間名高き
中にも天正十二年の春小牧長久手の軍起りて後
秀吉の命によりて羽柴下野守滝川左近将監一益と共に
伊勢の国木造の城に向ひたりける木造の城とかやにて小一益尾張
蟹江の城に籠りし前田與十郎を謀りとられて（信雄の臣）
前田をも組して
これは一益がこの九鬼大隅守嘉隆と相議して木造の城を

圖書局文庫
日本政府圖書
内閣文庫
大崎文庫
昌平坂學問所

さりて一益と加勢の軍兵弐千余人大船にて此の川ゟ尾
張の方へ向ひ蟹江の城ハかねて滝川殿の古跡に
て有しゆへしたしく城ニ入兵を籠けれハ九鬼か
船手の者ハ岸ニ漕寄て滝川前田共に上りて彼の
勢人数を引具し出けり同月十七日一益并ニ本造の城へ向ひ
其後蟹江ハ羽柴秀吉の味方ニ是れの城と称き
さりて滝川ハ其の中より久しく来る事能はぬゆへに
ありしかハ城中へ入りしと申せハ秀吉蟹江ケ城ヘ行しと
大ニ感し給ひ後に滝川ニ給ふ知行ハ其ノ左近将監ニ賜りし伊
勢の安濃津の城を以て給けり 此時ハ左近将監ニて豊臣家ニて
其後ハ扶持し有りけるか而して前田ハ居たり
滝川ハ其後ハ遂に相国ニ随ひ滝川殿居所ニ有り
其中ニも軍のはしめて羽柴武ア大将ニ依りて上洛せしめ蟹江の

北畠殿ハ此時ハ書しに伊勢の国ハ持ちの此の城ニ居られけるか羽柴方より
り上洛ハ滝川の城と小牧の間ニ籠りて居られけるか尾張ハ津田の人へ徒之二人
羽柴の味方として下向せし其上ハ所領の
外のおもひめさるゝと恨し給ひて二男信雄と称
信雄ハ兄の信孝と長久手の秋東西の軍ニ就き始め
知行ゟ滝川殿を随ひしに東国へ此の時ハ滝川殿の
内方ニ入て八月朔日東国と云く敗と日ニ徳く本国ゟ
北畠殿池田侍従輝政と八年後にしハ先ハ三河出
す池田の城へ遣て輝政の弟も備く軍勢出す羽柴伊
勢表へ向ひし陣より加勢ハ九鬼大隅守加勢の名船
ゟ取寄て下向き八流石多勢へ寄けるも此にてハ叶ハし
と思ひしかハ知行取て九鬼か勢ゟは道具を大坂の海ハ
さく取く知行も北畠へ入りしめ小ハ己き本意と思ひて只

今中国の戦乱を識しやうに候てこの剣を潜まりけれ
後に伊勢守にも沙汰して候へは二十万石安濃津の城に
さこりつり分領左京亮政家もあのの上邦の城に安置
にて後にて高田の城に池加藤左に候て同き月廿八日長
束大蔵大輔政家と筑前中納言もて毛利か家臣雲州の
如く押寄けり明年に八十万分領左京亮政家城中へ
小寺戦にいよ本ゆかく川遠にて知行数々にて防き戦ふ
寄手の中にも松浦伊予守らも死せて記同小寺か家み
多勢にて攻め取りしを遂に一二の城ども陥ふまて今は
清の城も早ち出りか十万石の領寄手をてふ清の城をせめ
いふへし知行城を押寄せて出大将の中に切て入

家臣の者三百八十人程を並へて皆死し後は加か記と近江小
く城中に引入て其中にて此城をこらへ在けるへし
まもるへかりしに三好山中合の上へ来り向ふて味
しの戦にも其あ振て小出しらへ知行取て城をさして高
槻山に至る城と毛利か手に家老と宗旨とて毛利に
まかせ切く関ヶ原の戦終て後は家の御当し
知行不残の記加へかくして中納言を安堵せ 二万石加へられて七万石と成ふ
同き十三年浮田出羽守坂崎の城に移り 十一万石の領は十万石 坂崎と云宇和島と云
十八年の十月八日飛騨守に不残没収せられ更伊予に
石領けるに是れ剣業記に出つ 左京亮と改けりと云 ○知行まる左宇和島の城を預け名乗
浮田左京亮の妹なり左京亮坂崎出羽守とや左京亮か
ふり浮田左つといふもの知行の妻とし左京亮も増て左京亮

道く石田か女房と坂左門まてしくおかしくひとり初右京亮坂崎
罷在まて待しくてみせしより左門は坂小者を殺しく以人をも小者をなし
りのを切くりり安芸か伊予左門か伊せ[illegible]んよりとかけ来て参出く此左
つかりにせ年の富田か許へかくまて左京亮富田か許へ使てて左門
返しと与ひへしとて承とも返答し平常と答へしかいは左京亮
大きいかりて富田とさしちかへ死せんとて慶長十年六月に出陣
津の城にておもしく打ぬ富田は伊予へゆり左京亮大御所の許とちくる
存せんと云しめくへし是と申しけれは左京亮大御所に訴へしく上御
かへり入へは天下の御伴衆し出いりめは坂崎鉄砲と申ふくへし数人かう
なされしかは十年六月十五日富田伊予と云て華東小録
つくふの城を記されは坂崎鉄砲りし及ひし其後は富田は伊予の内を[illegible]
坂りた京亮は坂崎討るによりてゆり坂左門も富田か許にこれより
てり[illegible]こと思ひ出く[illegible]右衛門大道寺[illegible]親り許にゆきてかくれ有りける
より富田と共にしきり右之知行の書状と覚えとて年貢に米三百斛を
ゆるふやかの商人是と以て返りをしめ左門と申しくうけとせし坂崎か依
つく以りりし知家して知行の書のえり左門に米ゆるふりすしの参とそて
坂崎か評に仰つてみせしり[illegible]ると大き仮い[illegible]参と云て十八年華東に[illegible]
以付大御所も関東に使はもかいしかは十月八日に将軍家に富田坂崎と云
坐る所坂崎はたを坂参と訴とし以り上を富田か所[illegible]にて云[illegible]に訴く罷
かしかりに[illegible]しこれに変しりりか左門を訴に諸ら[illegible]明らにはナ九年
三月坂崎知行の合せ伊予所領を受も罷りしかりて不[illegible]
坂収せら[illegible]しきりは伊予か作りしくり

稲葉

蔵人鉄斎右京亮貞通入道か二男右京亮典通か嫡男也（一鉄入道ハ美濃の中右京亮と伊へし人也）典通豊臣太閤家に仕へ参し
て男子二人あり蔵人右京典通を嫡子として二男ハ甲斐守と名付て
やりり（甲斐守ハ二万石を領し東山にて本の所の妻子ハ右の[illegible]の振舞と殊し一門を従へ[illegible]）たしめて右
通か姉の夫牧村兵部大輔朝鮮の軍にて死せしかは其宗
家まて二男にとけるけれいとて牧村か所領伊勢岩手[illegible]庄
今の兵部の代に蔵人右通と申て岩手の城を領しけれか
牧村か男ハ兵一と云伯耆守にとりて[illegible]へとらり者に御村に云け[illegible]り
世りし稲の家人稲の後稲葉家來中の所地と頼みし上を兵部大輔の所と
之男に返しあかりて家は氏と号す御村とう[illegible]ハ小出[illegible]を稲葉か許と云
て[illegible]の云又[illegible]えて有しり[illegible]とは所に加賀守の小出[illegible]所へ中[illegible]
作る太閤か所の[illegible]しとて伊勢の城築かれ
[illegible]時牧村[illegible]かしく小出[illegible]加賀の人又の中小[illegible]申て右[illegible]と川

にて成りしかちかたちに人来て折節して其江前くの人の中に在陣
きしかハころせしめて此方ヘ与ハれ此時ハ指村か不意にて[illegible]
け[illegible]御[illegible]のかけ先も加賀の[illegible]
[illegible]祖父比丘尼是也
家長[illegible]年の秋九鬼大隅守か謀にて氏直と御和睦の事起る
細川殿の[illegible]にて九鬼か[illegible]不叶[illegible]
つくりにハ氏直[illegible]九鬼を[illegible]念のあまりに[illegible]
子息ともに[illegible]して[illegible]明[illegible]年の秋細川殿[illegible]
の上様[illegible]近[illegible]して[illegible]氏直[illegible]にて
御[illegible]して[illegible]近しおの[illegible]の城に
出る
細川殿上方の軍勢と[illegible]め[illegible]
[illegible]氏直[illegible]
[illegible]
[illegible]
上方の軍勢九鬼大隅守か謀の[illegible]にて[illegible]
子息ハ[illegible]

[illegible]の[illegible]中将に安[illegible]書を[illegible]
[illegible]へ[illegible]あり一軍之軍勢
とこめて[illegible]の城を[illegible]とも[illegible]
九鬼か[illegible]
[illegible]氏直[illegible]一条と[illegible]和睦
[illegible]多[illegible]にて[illegible]人として軍勢
とて[illegible]中将の安書を[illegible]味方[illegible]
[illegible]二十三[illegible]近[illegible]関東の[illegible]
氏直[illegible]の城[illegible]
[illegible]文禄三年[illegible]
[illegible]
十一月十二日氏直卒八歳にて[illegible]十二年
[illegible]父の[illegible]歳にて[illegible]の[illegible]
[illegible]明[illegible]

築しきて州に移る 慶長十〇 大明十三年伊勢の国田丸は元和二
年に至りて田丸の城を移して田丸は下総に依て
紀通摂津国中島の地に移りて 田丸の依元は紀通は下総よりて 寛永元年紀通移封して丹波
国天田郡福知山の城を移して給り 丹波の本国安元年に
自身の帳にかりておのか城に籠り同年秋八月紀通謀反
の企ありとて近隣の族人と諸数をもて城をかこむへしとの隣
国の大名の外より周章し其旨を申し聞えして境に
まて幕府に聞ゆるとまつ八月十六日紀通は城を
出て大きなる騒動の許を後志と云く語り
なきよしと申して頼余周防守家臣をすてて拝し
中らかるつゝに取りし当時大坂の陣に従ひ紀伊中に正次の
不労意気によりて後としては悪罪あるとも事次
まてしかしとに来りて伺ひ奉る花政の人あり紀伊
ゆるしてくれまゐらせ其次の評をゆ向て陳し申さらへきと
のとさてはくんとり紀通さまは大坂へ行きとて申渡へしと
て信人共して石見して申さんとのりに出て市やまぬ
同き亦日未の時斗に自ら腹切て死してけり年四十九
歳とそ申すへし紀通の孫又郎くしもあるき元年なりける
かくちちに新参して候其後名れ 此人のなりなんへしと紀通の嫡子後胤之
飛りて一人は源らふれ一人は家常と名乗られけるか外一人飛と名れてけ去
り其又ち氏かさくへの中に後は飛ちりまし后の後葉ちり源ちりましと
しされは後飛ちりましてつ族後此流と云ふ申多くさふ世ふ人かもあるも
たうさ思出ぬし年の后しけにかりしてりしかりて城郭を焼し築く

あ
恋りしと佐々の谷をか家とかくハ安喜をり何とかいりちかりていひ定そめき
たへりかりる而ニ遂し氏紀伊通ニ東極丹後ちる鹿の出ぬ上陸してミ出て出仕る
御ありへさすしとそいしきこ東極さりをそふ行し又きへしそ偏致ちか我取の方完を
うけてまけ候人ニ達て也老眞の料ふそて出ち人さ人ありしさ人ききかと
そ在とて御而一ミしくこうそこちゆく退りてりり紀伊通大まいりて東極か家へ
のおを通ゞ上而州けりくりう分ちるふさん口のとし詰ハかり小丹後の出の兎仰
通りね上ゑやそていなそし御ケりさと已参りちかかの候絵とたるちふおこし小東極か
兎仰こ仰せて此出の兎御くりり以まし氏候し民しうしみお入てあいねす
いひ定そめ記し折から出入いけすかこいくしくいふのしつらしわとにす儀出り送
て詐大名ちつての御ふ周章てありいしとを之りくて紀伊通ニ坊かき切而て尸格へ
とやし何と思ひまそふちかつき次と出中相違さいミし祖とけり人ニ在かちう我今
のすと作と来りせて佐々の谷り入しやう色偏て通出の大名なりか御むこミさ人か
居をかく八府接し折とそ覚中違とせしのくれけりの居ふ立ち御当こミ死とミ人よ
り月喜る人小出つしをし候的の出業まう数しく死し人人儀ふ兄小出身て
捷立よとてゑりふきふ御てりやぬ出汝而と伊りしりとを奇立めしてり㒵さした
道とらりき候絵とて旅しちりそて死し年と世ふいひしとてまきへる
く候的の当業こく出身まていひしことハけ候ニ立りてふ人あかふるすいとふくし
とそふすともありかれハ可さ前捷ころさ人へあおやとそいふ○紀伊通小男子二人
立りん仰ねといひしハ留めて世と思ひてけの志仰ニ時といひしハころさのうちふたりして嫡男
東虜か正到さら元ゆけふる臓さ紀伊通りゆめ人ゆとかよりしる記元けうしけいあるか二年の二
月廿一日於ふ(ふ)てはて直して坂ちり今在まけかれ人か俟後とりくふかりの何さ四年五月
廃虜と於いろ出し日さ六月さ出多くして卒しりりつもありかんそれ

種永

貞享元年志田をとめ越前の守護職田所次郎竜勝ふの猶
子伊賀守勝豊かふの老之 勝豊ハ勝家か甥 勝家勝豊年ニ及
手間使か入組柴田筆頭ニ及人て秀吉ニ見参く京
ときく事を定ハ伊賀ハ守か許ニ使して味方に組まさきよし
といふ過了る勝豊母ニて其後又勝家ニ背きて秀吉ニ
与して通達す天正十一年四月勝豊[豊カ]病気遂病死とかくして
おのれか手勢の中山の要害を守らせける所に勝家か勝
使り軍勢引具し秀吉の陣へ乱入り志津か嶽の合戦や
ふまして勝家討されけひりて見れいけ後秀吉の味方へ人ふ
あそれ乃居の後式臣ニ候而ミかれ首領出て松本の城を取し

ありて二万石又は三万石とも云　慶長五年の秋細川殿に随ひて奥州に下り
上方の軍起りけれはすへて東国に下向の大名ことことく
細川殿小山の御陣より北条の福嶋左衛門大夫正則を初め
味方に組し東へ上りし中にも丹後守より先の来庄より
進士人々の様にハ内府に頼まれ丹後も正則の勢にかはりて傍
とかくしけれハ人々皆一同に上りて関東の人々と
勘へして海道をおし上りて岐阜の城をせめて清須門出る
洲の城の侍人にて大木十郎兵衛をはしめ浅野と云ふ　此時二万石とも三万石
又ハ二万石と云ふとて東国の味方には皆内府へさしたてゝいれけれハ東ハすてに入
丹後の御前志願にて丹後来りかゝる時正則此城をも預り東国の
兵将と戦ひ半年不て付りて吉田秀隆大垣の侍と取りて

来りて討死と合戦して大田中村にて清水江唯付近に攻入
り来し伏見の城攻の時はとんと乗りて穏便にやはらかにて一攻
せめて御籏はれとて攻入りけり丹後守ハ信長の如くに入
丹後守城をおとし高野の如くして御籏はりて川近し加
さすかに福嶋が加勢のために押寄人付けて城と云ふ付けとさせ
うち負しけれは在々とも新人清須の清洲とそこにあきて近
きしとて納しけり丹後右衛門そのきりしけれは様て
より味方に御下知せられて人々をもそのきの方ちりしまひ時
もつてあれとも御しかしは木工丞木村もふかく隠し八月十
九日に進て攤手二千あまり多りて清須の城を取りに丹後味方
に御合て柳や小所岐阜進ハれハ出攻りし丹後人出でんとて記

さて当国よりもして尾張の事を知りてこしに右戦を望みありしに
上杉すすめりかの時のともに終の城攻落さんと御徐
達せめにともにありやの人しかども御とめる攻中にまと
いふ御使たるひとえとのむきて返じきにも大将のや
つくりありしてよりの主様の様くの定めに志遠しかば見て
行のありかくまさの様子見て来れと申知させ取りぬとて武
士一勝負出きと申る北条て三日中にすむ日くへ隣え打一
勝ほ兵りくく川退く西の城をくちるへ申る院へ
城中より攻かくりけるも大音あげるにて尾張の仁え
ら退ゆりさせ安かくぬ一人もりけなく本れと云ぬり
当家にいち得返りくりさし流川に出め打る様さ当庭に

さてなしのきくれりに天城の名切処を捨て手川にて出川寄
手数くとさりとて川の人すてて尾張方とのいう川くく観達と
いわけむ北条りしは此味方と割しきとての戦ひとみえとめ
りり城中もし待に千勝雑る本に千余人こしれしりは言
本も今にたこれと云ふと川舟をなす手て落行りれは城と
いひて尾張はなて出り堀川殿ま勢ゆく攻み下は之本をしけ
尾張市橋下総　稲井久米木　尾張国の住人小保
大方尾張ふまま　多羅尾口
りしすみしは陸とてと九月十六日きの日より前戦行しめ
ほすくく堀川殿小返月来より三人と取とりてしちりしれ
いりのしに多羅尾山きまけいふとなりにゆきいまに
て長島城郭安中寺ホかしよせて戦ひにて武士十一勝雑兵三千三人

りし天州にて摂津所に出向て酒川殿を入来八十年十一月節
書坊共出て刑の城を攻取り多附く従ふ男左京加わり年(?)に候て
六十二歳同き十七年十一月十九日に卒しけり其男左京介
左京昌宗父と共に従ひ大坂の戦ひに随ひ其後十二月に
氏に仕へ元和六年諸家の大名に命下されて大坂の城を攻し
籠の折明年ハ六年切腹致昌宗も慢後をまさにしもありてさに
らひしかしこの商人に候ひて申合せて飛かたく候に
下総守昌勝と共に流刑ありて知らしむ淫乱の身に候て従ひ
左近将監の死して後守安元年六月に大御所の御気色悪しく候て
息男下総守めし返されて孫成多流と従ふ承応三年九月
卒す其子卒して其子
相続の父子つらねし也

・

・

西尾

豊後守源光教ハ出雲守信光か子にて吉良殿光秀か孫也
代々吉良殿光秀か子の家臣にて三河の国吉良庄に住して隣境
に聞えし事にて若年より万根の城を預り男子あまたありしに係て
弟孫あまたハ丹波国の住人籾井越後守左京光信か男に出仕
けり出雲守信光と代々光教父と共に従ひて尚生の守護
反山城守付しつ々赤鹿か家を継ひて後織田家に来りし
て又右信長に仕へ
　末流ハ出雲か子孫に光教か祖父吉良殿光秀ハ丹波国の守護に従ひ多代か後なりしハ籾井と
名のりて光秀申出て吉良国西尾に住しけれハ西尾と名のりて其子信光と吉良殿に仕ひけりて光教か時しても光教揖斐の城を預り
初ハ西尾小六郎と申て後に三千石の地を領し其後常陸介にて下合ら
孫光ハ信長に仕ひ仕へ家に来りしより小六郎と信長に仕へて
慶二年にうつりて是もより忠を存申して二万石の地を受けしといふ掛者に
中仕偏に仕へ六郎と号し万根の城をいたし万根の御座といひし

そのとしハ光教芦根の城にハゆるし北口を
所せしめられへし 慶長の末つかた天下不和之時に 慶長五年の秋東西の
軍一時に起り光教もまた浅川殿にくミして東は
したかへて藤森の味方としていさゝか出しぬかす北條がの城
に来りける大坂の本城ホ後とかへて味方に後の者さらにとゝいへ
せられとも光教きらにちからなしと申しけれハまつとて故に
ありし光教か妻をかくて隣とおくし人し付妻近江殿ニあり
あまりのうらミに大坂よりにくらく隠さんとしける小栗て帯
をときての手すゝ引て光教畠近広人金来ホと頭上の城と
攻浅川殿芦保出て攻入らむとしける後光教とうけ落て大
将の城にはとかく九月十八日の明安八郎須賀村の侍久保田
光教か体に来てはやく石田ホ大将とをりて城に入ける

の勢を留め置けれハ一せめ攻らく高須也へかりやかゝりけ
光教たゝ取入て小出大和守村勝成と一所して大坂の
芦根の陣をすゝ大将としけるに味方のなかにたかいにとりあ
るにをりて近江光教か勢すゝんて大多を攻めかゝりとせしか
りけれハ数ニ小勢さ戦ひしかとも身方きり
のかれかねハ夜に城の辺にて陣をとりて明るを待勝成も
かゝる事を思ふして城中に篭つりおかれ秋月も後に合戦
りけれハ城の大将ホうたれて城終に落ぬ同き十一月
光教勲功の賞として一万石を加へられ 芦不荒 大坂冬陣の戦にもと
ゝめり明まゝハ元和二年十一月十九日七十三歳
まて本年光寿院殿次年廿一歳にして慶長十三

年五月六日父にさきたちて世をさりしかは孫中
務少輔世継となり出雲守叙爵す但光政か家をつきて（寛文）
やがて元和九年正月二十日三十四歳にして世をさりしかは
世継なけれは家絶たり（さしも光政か領として幕府に奉仕せし時代家々かりに光政か卒せし時）
雨風とくりて五十余年を暮らし
代数の後を継ぎてふとはなく

古田

兵部少輔古田重勝（一説重則）古田兵衛尉茂則か嫡男也古田兵衛尉
相模守ともいふ天正の頃より信長公に仕へ播磨国三木の城攻めにも功を
二人の男子あり嫡子は兵部少輔重勝次男は大膳亮重治と
いふ重勝伊勢国松坂の城を賜はりけり（天正十八年の暮より）（又三十一）古田大膳亮
しかるに後慶長五年の秋重勝病に臥し程なくして卒す
りしかは其のち城は弟重治へ譲られ古田大膳亮と名乗りて上方へ
御味方して石田治部少輔三成か味方の諸将の計略を退けて松坂
の城を守りしとて御感に預り伊勢国より重勝か後々
加増ありて都合五万五千二百石となり石見国浜田の城を賜はりて
しかるに其後浜田の城にてたよりなくして其名をたゝく

時十八歳にして淵石 人をさしてしくとよみ 京都にて堀景山に従ひ儒學一万余巻を讀

して松坂の時に押寄せ城えより宣長の家書へ心をよ

せ落さりへくしらへそのすこし勝義の父加賀の西義の許より

後来く勝義とあらて割りしは遠江にして日枚

と云ふ萬葉集の味にて歌のよむえくる[illegible]にて

ぬれは宣長は歌を城と落されて廿年十一月江戸に至り宣長の

功と学びして本居の門に至りて歌の 二方に[illegible]加へられく[illegible]

[illegible]にかり[illegible] 知れしさ十三年宣長三十四歳にして本居是勇

[illegible]三歳にして又人見大人に宣長 一説宣勝 より見え

本居徳にて名誉の備はしるさる宣長りしに[illegible]てにて見えの

[illegible]しそかりける坂の如く人に[illegible]ころ坂に入の夜かまことそ

坂本にて名誉の備と行きてまでも語るへきにもあらしと語りけるを

大御訓に[illegible]しるまじめつられ今の世にまた書はあしく[illegible]

[illegible]感じ[illegible]大人にあらはまた坂本はの歌ひはもなし

そ[illegible]一つ門にて語る尤和六年の秋[illegible]人[illegible]のの城とて

にて[illegible] 二万巻にありともいふ 明年には六年余り人宣勝の是男[illegible]人

[illegible]をもりとやかて本居[illegible]名誉の備をさしこてかのまし

[illegible]の萬葉集の国際まて 松金[illegible]これを見く大人にて[illegible]年

[illegible]世とまつし[illegible]人と[illegible]しまして[illegible]萬葉集の国際に風義の

[illegible]さあこふ[illegible]されは世とい[illegible]しふ[illegible]けりりけ[illegible]そ宣長の

[illegible]のたいよく[illegible]をく[illegible]大人[illegible]世の人 名誉の備

松金の[illegible]盛[illegible]宣長の年[illegible]年月[illegible]

宣恒と後[illegible]名誉の備宣勝の男叔父大人宣長の[illegible]

[illegible]安永元年六月十六日年[illegible]世[illegible]けりしは[illegible]

より　其ころ八重垣ハ志賀の御神まいりせしとて其ころハちかき川
つらすとさしひて身の於はしと称して年ころ
こけりてふる部ものしらさりとをし山田十左衛門といふもの一人
のこれりおくれ侍りかりかれハえ衣の世のちなのあなりしと
きこえし時重垣かの君をめてて罷越して給ひて称名をとゆくへ
てふのすとをりめこまふしかまへとしてふるきみへのかとかれたい
ふりのこし秋合をゆふへさせてゐりさいわとに重垣かさしり去しのち
ハ家従のふる部もめしりくふとの山田にあつくこそとの於のや
うをもはふくかれけり時山田かふさく家従のものともてなしあつめてさ
こもりの天年ころ御心ころりかへしくらへさせなひし乃とり
人くもふかくかるしまいらせくゆとふく御へ来かきおこふえぬ
いくかひしさりふそ於務しりつくらせかふ御きらふねともと
くくそおもしのひて来とめされて石きおき諸樵とりて皆うち
くふけと信ふる来しなきさおとなきいろくこそめやりれいさふ
いふいかくてもなかんあきいかなふん信さきくのへーりて信ゆりて
あ如け定えてハ明かハかりをきてなくかまへて今ハ来つ人かちかふ
てそあ来ふらんすかなふ庭かふ八年つろさかく清さ病いふせてし
御主ともけり久太すふかすいし御主ハちかふかく加さへくもや御り
て御家人のかとを取つるひハいかりとといふ家従の書これとかうて去ぬ
かとなりさされてハニしころ遠例しあふと取りしえよの了の
すふハ御ふさりかりえしく又来といふさすしてならへあ部とえひ
しかり田をかとかえふひえて秋くもふかく清とし了そ

逆さくも神妙なれけ上も信さまつて御ふのこく
信ハさしく候ふしとて語るへりれハかれの御意わと申ハ存る家の信
りけしかも多し太刀割と共に彼尚やしも御前成のあとをすくは
ふんたうと今も手ちからふこせをとてなくすならへかへんとふし
のくもふかことりえそひしてこそあつかへりんとハふ山田かさされハかの承候
ともハさり成けりと取りつらへて御主も来もまたふ太すのとも八
おりひまして御り奴りかハこそあまいらせけひさけのちそあ来ふらんす
来りちりしく住のふへしとも思へ去て一つハ二ししこりの御有抵とし又
来ふせらま又のふあらたかへの様にさかふりのともののすとも思ひあこそあ
信人のふあるこく拙来しかひて来さちりふをゆるやりかつし
りやゆとりふいふいさ妙りこし御ゆりさ妙と又来ふせしさきすふこそあましお
ことよく候しやさん御をもりくいかりし拙来さんすりとより
祖りふ下なりとふさしハ明かハかりのくへくて来ふせしさへくと称し来しそ
御しておりあるゆしき山田か重垣のあさきまいりて来たいなく
えろしめされなやけ三年のほとおりあるさやかりすとおりてハ御ふか
ろらへりを寧さ御りつくかふすらへんなら深君とハおしこめまいらせ
将軍家さやこふしく御一族の中とえらふて御世信うさしまいらせへと
家従のりのちとをしあこ御ふへくれこしく語定しゆふの主ハ君を
そりこうし来ふせんと候ハいかりやとやりをしハ重垣の名さかとろさ
いりりてさえて後ハいかりや思ふとも思ふ山田取りてちりくりのもろ
偏にて家従の子ともかふとふに誅せふ主人御ハ許可あの御ふへまハいくそ
えもさまいりきへきとふ重垣かそていてしかりともえ別さりわかの

さるは海にありきしにたりしとて君をさとしいさめけるにいかゞ思
ひけん宗徒の出家の素志をとげさせけり山田修理亮も
まゐりおくれたりしかく時ならぬ戦ひあまたの子息を引具し
いひ捨て出で入りぬ [illegible] わかさに [illegible] 丹波の
所を立出て出ずまふけ [illegible] わかさは [illegible] 伝へて
みけるを切く [illegible] しりぬれはかくものゝふの [illegible] 籍を [illegible]
中にこそあれこれをもて [illegible] 二人 [illegible] 一
人 [illegible] ぬるき [illegible] 二人 [illegible] 捨 [illegible] 西 [illegible]
き [illegible] しての [illegible] 出 [illegible] 重恒 [illegible] 浅 [illegible]
為逆のすゑりて三人を誅し [illegible] 西 [illegible] も [illegible] し
ますもてるに [illegible] のくくうつきてうれへやまていくかともなくて
重恒卒し [illegible] けまは [illegible] 嘉し [illegible] 山田 [illegible]
くらひしは重恒か身死し [illegible] の [illegible] はおのれか [illegible] 殉死せんとて
おそれていかにもしもふかくひしにしのちは死せんとも [illegible]
しと [illegible] しふかくて [illegible] ふすを [illegible] 雑 [illegible]
すまむとしも [illegible] すとえ [illegible] も [illegible] 世に伝ふ [illegible]
今ここに記し
おきぬ

右同

織田五郎兵衛重勝其豊臣太閤の御家人なり 重勝ハ重然 [illegible]

[illegible] 父 [illegible] 重定 [illegible] 太閤 [illegible] 三 [illegible]

[illegible] 豊坊之 [illegible] 太閤の [illegible]

[illegible] 太閤薨し [illegible] 死せし [illegible]

[illegible] 重勝か一族 [illegible] 詳 [illegible]

わかき時より茶事をこのみて千利休居士につかへて

けりと [illegible] 重勝とりつく一世の家と [illegible] この

[illegible] の師 [illegible] 東国の

[illegible] 元和

年の夏の [illegible] 大坂の [illegible] 一方 [illegible]

[illegible] 日 [illegible] 加 [illegible]

[illegible] 月廿六日重勝か [illegible] 左馬介 近江の [illegible] 日の [illegible] の [illegible]

まてえのかゝる沢らりて三井寺に逃まし〔あり（傍書：細川藤孝と計之）〕抜
洛中の下人をあつめ川に一ちの下人に持せし綱渡の中とたり
大坂の牒状明（傍書：[illegible]）主膳右
引かへし石山に（傍書：[illegible]）洛中にて組せし中将状に之く
かれいふるに其津荒井某人と相謀りて紀伊国に至りて織田
主膳大坂に謀る右安部綱紀を主とたのみし洛中に焼
主上を元亀四年二条の城を攻て落中よりく焼
拂ふへき謀ていふにかゝりけれ主膳といへる者も依る
沢り石成けるに主膳か後志と荒木某人の出陣をば
旅て下連して後五月五日安部綱大坂にいりやたいの七日
大坂の城を守り同六月十二日織田主膳主男山城を攻

父子二人腹切して其怨念しく謀ちたまひてけり
織田右府か紀路笠の事川にきこえ時りに右小谷にして好ましき
まへは書画抔のものをもかしこときりたてとしかれの茶具とも多
くはそこにて破りてまさし補綴てそのまゝ世の人皆其ものすにそこ
そありて世にまれにきこえ乱れる人とん永年用意す滅亡の実父
石河内介長諸久滅後にてこの人をいへとしハけ人いりかれまきてかハ取を
て死せんときりのことといひきに後け人飛切りふりて謀ちにれしかハ今こ
ろもおもろきいりて菜てより謂ハおしりりそそ久經て可ふらいまつへの
書などすへしも世この世乱さしてなくいまゆり其の物ハ皆禍仏の覆
抑もてつそかく世乱ハ何りしあきれくおのまゝ一人の好ましきうへてそ
こなひ抑かりにかりも兎紳の罪む不しや惜へきさとハまへし
又身をまかりくして滅ぼすて恒産ふ只と云ひきといひし人さり名
ゐふりうり一ふり紀人の物代を取りきけすもの情をそうて也
ねのけりへき
かまゝやと

山崎

左馬允源家盛は宇多天皇の後裔佐々木源三秀義か孫源四郎定家か子山崎六郎憲家より後流志賀郡に住り男子ありしめ憲家に源左衛門の右兵衛尉に任ぜらる近江国犬上郡山崎の地に住しより子孫相継て山崎の城に居て当家の旗頭を兼りぬ其後変ありて所々志賀郡に住す一族浅井に属ち主の佐々木家の滅て義昭公より逃をとゝめてかの城をすて観音寺城を没落せしより家けれど彼信長の許に参りて仕へ右馬允家盛は父につき信長秀吉につかへて摂津国三田の城を領て壱

二万石 慶長五年東西の軍一時ニ起りし時ニ当(ハ)部小坂
にありけるに此時東西の両方へわかれ候て忠勤として
備中出成羽の城を預り 三万石一族さへ皆兵衛と云 式部ハ不幸の妻ハ池田輝政の娘にて
参議輝政の妹なりけれは妻ハさてこそとあつかひて[illegible]
御使の人々こゝろをかけてありけれはこそあれと夫婦の中もしつ
まりてあるほとに石田治部少輔の方へ大坂のさわき[illegible]おこりて
輝政ハ東方の御味方して此方ハ大坂にましけれは此方と中ハ速川殿の
御娘ニて不幸の妻の[illegible]に大坂に[illegible]よ
そのあらましハ中の後の影気とならしかと[illegible]
せられハとかくそりて輝政の此の方とかたきとかしかの内妻のこゝろに
おもひけしかとハ浅はかなる方の城をかまへんとこれハ本より輝政の
此方とさ[illegible]石田の[illegible]しかはひけしやうけて[illegible]たり
さらぬもぬきてかそうくとて[illegible]あくひさこめしかくなり
りけれハ細川か人質とて[illegible]しに東方へ[illegible]この質の
かくれ大坂へかけまいりしを此人質を[illegible]くに[illegible]ハ妻と
来りたんとある妻ハ[illegible]をしきて[illegible]護刀とりぬきしにも
ひさしくいてしかと女の夫の為に[illegible]ありけるに[illegible]
かくすこしハかの御[illegible]かゝ[illegible]のつまとて
人々に[illegible]かゝりしかとも人ゝハ御[illegible]これハそれ
もはやかくて此を(お)かしけるに人々門前の[illegible]
さくらハ日の命まつてぬきをと出しあへすかんしとかしと[illegible]
かならす[illegible]れてこれも[illegible]落し[illegible]へ(又)料
りわかハ[illegible]て人ゝのわかるゝとかけハ毎日ハ[illegible]
ういかめしきならいし[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
いのちをしみ[illegible]も[illegible]かしこ[illegible]
わかハも[illegible]しやくしてかハ[illegible]かし[illegible]
まかりしとくるしつこそ候へ我あやまちとハゆるしかへけり
いかてまかせんや[illegible]とあやまちやかくのとゝへい
けにぬれ[illegible]やと弘かくけてちかくをてこしころ
うちこおりしめてはぬれかゝる[illegible]いの[illegible]
しかしまゐらせてかしこ[illegible]
もさかんとて侍女二三人[illegible]してこれをわかたせ[illegible]
おさしてこの輝政の城に[illegible]さて[illegible]と云を[illegible]
[illegible]かなかりし[illegible]人のほとにちかき[illegible]久隠大雄
刀とつけて[illegible]人[illegible]の三人[illegible]
中川[illegible]人ゝ[illegible]て[illegible]人のいとあ
[illegible]ハ[illegible]も[illegible]不幸
十八年にして慶長十九年十月八日小幸(ノ)子息早世[illegible]
ゆつりて大坂前後の戦にあひて[illegible]て[illegible]

永十五年肥後国之内球磨郡を領して御方へ降参す（慶長五年ニ御方ヘ）球磨人吉城を
領し築く本城として居住せしかと同しき十八年
讃岐の国長宗我部の此領へ移され城を與へて給ふ
慶安元年二月十七日卒す年六十三にて卒す嫡子忠左衛門
継ぎ遂て慶安四年十月廿日に三十一歳にて卒し
其の子虎之助頼稔継て（同年叙従五位下）叙爵父助解由豊前守
同（家督○頼稔の後を継ぐ従五位下されし）頼豊其の八歳にて
明暦三年三月六日に世を去りしかれは家絶ゆ

本多

因幡守源俊政は太郎左衛門尉か男也（太郎左衛門尉後に肥後守と名を改む因幡守は俊政といひしとそ又は太郎左衛門尉とそ本家ありし）
初め太郎左衛門尉大和大納言秀長の
臣として（これ秀吉の弟秀長公のこと也）大和にて高取の城を給ふ（二万五千石の地大和にて給りし所）
城主後かくして秀保に仕ふ文禄四年中納言秀保（秀長の男）卒して七月に
後太閤の家人となりて慶長五年の夏因幡守俊政
徳川殿に従ひて東国にくたりて小山七月大坂の軍起りとき
元より東国の味方として海道の軍勢と共に大坂の軍
守られの城を守り本多か妻子を室にして
郎従か城中にこもりて彼の城を持て守り上方の軍
勢しかは後に城を落されて大和国長谷の人々迷大坂

大坂の戦ありて大和路より出る元和元年五月六日道
明寺の戦に明しは大坂の戦に先軍之功にて諸を従
歸参して同備前守と成る寛永の末に至りて卒従世絶
あれは不絶かり　寛永十七八年の頃より小身にて年月
よりしに悲罰をうけ　来つまり家は亡びにけり依念周防守家の一族
てありし也

松下

右宇多源佐々木綱也近江国の源氏佐々木源三秀義か末
孫之（加賀守高綱の後と云）石見守父加賀守之綱元遠江浜松頭陀寺の
城主也後豊臣太閤いまた微なりしとき之綱か家の奴たりし
ゆへ後天下のあるしとなりて重くして之綱をもて小名となす
子息石見守重綱と同しく仕へ而浜松の城主たり　一万石を領して頭陀寺を城とす
慶長五年の秋東西の軍一時に起る石見東武の味方
として浜松の城を守りて戦ふ勲功を賞して加
増ありて常陸の小久保の城を領して一万六千石を領せしと云　按今の讀史剣業
に改り慶長十一年の書に東武の備前の人とこれある尉ともに
ありけれて常陸小久保の城を預しこの時従五位下に任し十二年十二月
大坂御所の仰かしこまりて其の城を預りしにて廿年大坂御所常陸の小府
と御所の下されて後始のまいりなれは高出の人々にて年をへて所々に
在りけれし此後石見守まての代を経て後しかや詳ならす年月未詳

子息石見守宗瑞ハ父ニ随ひ大坂前後の戦ニ従ひしを以て
元和年中忠勤を賞して下野国烏山の城を賜ふ 二万石余を
○城主備前元和九年ニ移ルと云今ノ城ハ
ソノ比ヨリ此城ヨリ居ルや也 寛永元年二月十日奥州
二本松の城を賜ふ加藤左馬助嘉明の子ニ属する 加明ハ会津の
此を賜ふ加明ハ宗瑞の聟なれハ之宗瑞烏石を賜ふて ○一説ニ元和の末
宗瑞烏山をも同じく九年ニ二本松の城をもつ加明ハ会津ニ移る
しかしく其旗下に
あれしをいふ 其年宗瑞卒して其の子石見守長瑞続く
嫡子明友ハ五年月出羽の城を預り 二万石余初め所領ニ依て在府
御咎めニ付 正保元年相続して其の後ハ家絶ゆ 長瑞ハ其年在府
後ニ七郎の男加藤内蔵介ノ命じられて
福島三千俵を賜ふとなり

高橋

右近将監大蔵元種ハ足利殿の臣にて西国の大名なりし
検断職の家の一人高橋の先祖の流実ハ秋月長門守種
実の男なり先祖の七代の孫長種死して世継なく家絶
ゆへに高橋の家子家臣ニ大友宗麟の智義統の
一族なりしを家を継て入道と号し永禄二年に月泉義統一族の一万石
左京亮の二男として高橋の家を継て監物と名乗
りかの家の備前にて岩屋宝満の城を以て不及二万
余町の所附を領し帯せしを此の家を継ぎしを後
義統乃居家鎮ニ鎮種の兄一万石の書の文を以て配せ
て御一統書とハ太宰ハ所を鎮種等と云く相ふて

秋月筑紫是非者の出入ありしひて大友に背き永禄十一年
の六月高橋の城主三河守安芸の毛利を頼通して
筑前の内ニ乱入しけれハ宗麟やかて討手として臼
杵新介吉弘左近大夫宗徒の侍大将に軍勢をさし添
筑前へ出しけれハ頓て寄来十川岩屋の城を取籠して高
橋を押寄此山九郎兵衛一日宿所を囲み宝満の城郭を
しめたる高橋かくして陣とりて退散しこれにて陣をめぐら
これにより同じき十二年二月多くの人数を
州の軍勢大友の備有りて山陽并小川辺にて[illegible]
此後毛利にへ(?)筑前の出入勢を頼もしき法
ともかくしける大友の陣に此条一万四ケ一族相て小勢さしや

[illegible]小勢で纔侍も罷出ける[illegible]かくして集れ
大友の企故つ[illegible]小金の城[illegible]纔侍
[illegible]宗[illegible]家[illegible]
主と[illegible]して[illegible]後の出[illegible]又大友の一族て
[illegible]左ひ[illegible]宗麟[illegible]
[illegible]一族吉弘左近大夫[illegible]高橋
[illegible]の城[illegible]筑前[illegible]
侍[illegible]此年元亀元年[illegible]
わ[illegible]宗[illegible]又[illegible]
[illegible]秋月長[illegible]二男[illegible]の
[illegible]九郎元[illegible]右近[illegible]

高橋九郎元種舎兄秋月種長と同しく薩摩の
島津に与して大友と戦ひ年を経て天正十五年秀
吉関白殿下に向ひしかしか降人に成りて八日
向の高鍋の地に移し後ハ太閤朝鮮の役に渡海
もろこし戦に軍功あり七ヶ年後に右近将監
其後太閤薨し給ひて後慶長五年の秋東西の軍
起り右近将監元種おなし秋月のもと同しく大
垣の城に籠り後ハ東山の方に同しく大垣の城に
籠る秋月おなしく籠りて大垣の軍をかたそと同し
垣見和泉守熊谷内蔵允 酒川殿に参して加りし後伊東民部大夫祐
慶日向高鍋の城を攻め東西の味方として此城をせしむけ高橋か城を
押寄十月二日高橋と垣見元種をして降人と成りて
垣見熊谷なともそれそれに降人に成て家
安堵を得て慶長八年十月八日富田信濃守知信飛州へ流され
て右近将監元種知信か預りと成て所領没収せられ
高橋右近将監家滅ひて高橋の一流絶えにけ
りし

関

長門守平一政ハ太政大臣清盛の嫡子小松内府重盛の
次男新三位中将資盛の末葉也始め資盛十三歳にして
殿下乗合の事ニ依て父の不興にかゝり伊勢国鈴鹿
郡久我といふ所に追下され十八歳のころまでおはしましけるか
して一人の男子を設ける盛国とぞ申ける後源氏の
世となりて盛国ハやかて捕れ右北条の時政に預らる盛
国其後二人の男ありし兄を葉右近大夫実忠伊勢国鈴
鹿郡葉谷の地名を取り鈴鹿と改し源家に属しして
小泉の尉と号す弟ハ長瀬三郎平盛綱小泉の尉の
権守として其子孫世々葉東を領せしか左りハ葉り

子孫也葉原ハ同頃右元弘のころ出羽刀禰か時の一族
六郎同六左衛門六代の孫葉原部伊勢出羽守の嫡子にて
葉原とも忠以後此時の北の人に若のよしを忘れ遣て
王あとて仰さりけるを後足利殿の御人にめされ伊勢の男
子ゆり嫡子ハ備中に住し伊勢に住し二男出雲に住て伊勢
山城伊勢守盛定伊勢守仁木義長か孫太郎の同葉か兄弟
伊勢守ハ北方へ上り随て伊勢何某の後として各
勤功の賞として足利の子孫備中に熊谷中にも小方
三人とするえし葉ハ備前の嫡子として伊勢盛長山に
住し伊勢の何某と同山城にて伊勢守に住
足利殿の北の人より葉下総守の男安房守盛信の時

勢ありて一族伊勢盛人文世にも盛信の嫡男新九郎にて
遠江人と駿河の国を治めける盛定二男三七伊勢守にして
伊勢の北の伊勢伊勢守が表帰と石(?)浦て近江の住人備中
石見備前の兄か小田原に居住て葉も伊勢をも三礼の
の三かとこ若伊勢守の六角をたのみ伊勢長にて住す
よりてこれも備中の小田原に盛信をもて刀と万治部に
早雲三十年の長伊勢長三七伊勢と主将として出雲の
北にて押領に仕同もなて安房刀を古き名にて公と
石部れ三七歳の小田原にきて相模長山の城を給い刀をも二人
の男子得り嫡子ハ伊勢ハ治部法師として初より比叡山
に入ものならは男を勝を事と申候て此後も伊勢にて(?)勝
行く

織田むかし右府殿に仕へし後三七氏の父子郎従百余て
ぞくりの子いまだ世にありて人も四方に多くは嫡男ちかしにも
不満は二男勝殿に世継ぎをまかせんとすれば御縁のみとゞまらず
羽柴殿ひそかにはかりて比叡山にてひそかに年をたて嫡子
として佛法をもちゐ給ひて不つゝがなく人に仰せ奉り
つかはされたりけるが、右府けふにいたりて叡山より帰りし
男にありし右近衛大将賢秀が聟にて、てかれ三七殿
失ひし後右近衛佐にも男なりしかれど秀吉も
人ある事をとりて討ち奉るに滅ぼしめ二男に不法なる人
を謀りし蒲生が家に聟とし、今滝川左近将監一益
と糺しく二男とともに謀りし人と一益とともにしたがへて亀山の城を

ともに篭る右府父子討たるゝの折から不慮に日野にありて近江
より鎮まり蒲生を称し秀吉の加勢をうけて亀山の城を攻
落とし秀吉城を与へ賢秀が男忠三郎氏郷に与へ給ふ氏郷
なほ累代の旧領の地失なはしめず不日に多年の太守
たり近江に移ることなく、はさしむ八幡の地に住せしめ
て蒲生をもて仕へりし十年氏に与へ給ひて松坂の
うち明らかは天正十二年秀吉氏に伊勢松ヶ島の地を
与へ蒲生（右近衛少将）日野左（中将）蒲生の志をもてこれを
うつし給ふ同十八年氏に奥羽の守護に任じ会津
の地に移され蒲生日野にて右近衛権一政白川の
城を領し（嫡男秀行）後の慶長七年の文禄四年の三氏に

幸しも長三年の春氏ゝの男友三郎秀行か後出守
砥之の城を攻て田原を開とて遠江守代二人か討死して
信濃出けして戸田弾正 弾正ハ後山の城田原ハ川中島の城にありしと之 尚出を宣取て
り退しとて二人尾張へ帰りけるハ右衛門開城しぬ以後
同じ年の冬今川殿の本斗りとして二人まで同苗流出に
して戸田弾正ハ尚出去後の地を領してけり 其后ハ信玄
かれかより何ら今川殿和泉出より伊賀伊勢へ加りて三河出
物ら奇りしし二人ともしきてものあくし 所とて出へけり 川道ハ
今年の秋東西へ河を軍記の弾正東出を面のしけれ
旬をおりくさ御ともる孫勝の猶ハ三河方りとひかく大将の
僅にて退いて尚出の人くと尾張出太山をたりて大久保弾正
右衛門多中務大輔右勝か許へ使をして出勢せめの所へと

待く味方小牧かりくさ中て東出に中今川殿両名をもひしけ時
いさ氏は得しけ弟ケ原小戦ふて貴けまて累代の
本領奥山の城を得りけり 旅ニ方 田原を西へ組しけれ
ふ元和十年七月十九日一政忠加へ下まて御香出黒坂
の城をも得て攸り得方大坂前後の戦けり追以後二年を切く
譜代の一政幸しして世になりて嫡ゝ嫡流絶えけり
幸也し年月おそしきりて元和三年の氏や〇一政り今ケ孫當か
男十左衛門か子左衛門か備氏か之りに子孫に得て一政り詐とて今子孫
に伝りける

杉原

伯耆守平長房ハ平将軍貞盛十代孫伯耆守光平ガ後胤也長房ガ祖父十郎左衛門尉家利ガ父祖の世より尾張国の住人と成りけり家利一男二女を設けて嫡子七郎左衛門尉家次ハ伯耆守長房ガ父也けり姉ハ浅野又右衛門尉長勝ガ妻（一説ニ妹なりともいふ長勝ハ浅野弾正大弼長政ガ父也けり）妹ハ杉原入道道松ガ妻にて豊臣太閤ハ此殿下の北政所也けり家次ハ縁ニ依て秀吉の取立をうけしかハ次第に仕へて天正十一年九月九日六十一歳にて死せり（一説ニ家次丹波国福知山三万石を領し天正十一年近江国坂本の城を預り京都の所司代ともなり十二月九月に死せり六十一歳ともあり説々也）其の子長房政所の御従弟なりしかハ浅野弾正少弼と親し但馬国出石豊岡の地を領せり（三万石又二万八千石とも云〇一説ニ長房十三歳にて晴久の所代府代という衆）

去年六十六歳にして剃髪し玄蕃の白杵但馬の守號す
猪子の二条の城主と號しけるか父々なと號と云
去る慶長五年の秋東
西の軍わかれし時但馬の出の人々と共に丹後田辺に細川幽斎の長
岡玄蕃の居城に籠りし時籠りける関ケ原の御陣
ての後天下しつまりて速ハ敵とさへなし慶長六年まで
に居けるを赦されて安堵の御判をかたしけなく
拝領して後は源氏の一族にして鎌倉以来の家に於て永く
年来忠勤の功により以後父祖の旧領を賜りて子孫相続
の城を預りし者なり
前田の家を去りて後其十九年の間に慶長十六年にして寛永六
年十二月に卒す寛永十七年に叙
爵して初名は右京亮と號す寛永元年十月二日に卒しても給ハリ領中の家を継ぎ
の家ハ其子の勝手の城主にして世継として常に其ままに老元年
十月に死去十七歳にして世をさりし世継なけれハ家絶ける

前田

主膳正秀以宗利ハ建善院玄以法印の嫡子の前田ハ村仁侍草の後流源氏の裔
六孫王の詳なき人ハ前田伊豫入道玄以の末流にして源氏ハ前田の系譜の源氏なり
其初めは山法師にて比叡山に住し中将年経て後ハ法印
伝わらくいましめられて叡山にのほりて三位中将の嗣として迎へられ
いよいよ玄以とあらためしかハいよいよ法印とのみ申しけり三位法師
と呼ひ奉る父祖の跡をつきて鎌倉の時よりの信忠に仕へしか
ても死してのちハ知行百倍して後に御所の宰となり
当家の御忠にてその後の細川の宰を出てけれハ三好の家をも
入し京都の政をとりしか故に当国の三好の城をも預りしか
其後太閤天下をしろしめされし時も京都の奉行五人の上

さるほとに丹波八上の城を領す　慶長五年の秋東西
の軍ありし時岐阜中納言秀信卿（織田信長嫡孫）石田治部少輔と
一味して池田殿をせめられしに人々いかにも秀信公の御為よかれと
まて織田殿の御子孫をおしみける人々も代々にて深き御なさけ
池田殿の御ために向ひていかにもはかりしかめ給ひすへきにてさ侍る
かかるかひなく東国の味方として御方の安否と池田殿と
あらしきことともおほへき不思議と存しめられ秀信へきこえ侍し
出雲守胃高臨家村は大坂の催促に随ひ丹波但馬の人
くとりて攻寄せ同く細川か城を攻む其後京村
軍勢を随引の事とも同く家村内藤と安藤中納言秀
信公等流出岐阜の城をもちて籠られ東山の人々城落

されは諸人おもひけれは命をたすかりけらるる高野の
うち小新くありてさえ世をのかれしかは織田殿の嫡流たる
諸くありけれは同十年六月家村を高野山にて流しける宗徒
のつかの人々もとて捨侍中治部と相はからひありける
道の出家の口の辺にして人のあふれ出て御挙をすましくしをかへして
元くく人の紀もおしふへ人の時も求めて諸人の命をうしなひき
行くつるかへ不知にして示しなれとしれける（武家将紀とも）
ありけ岩田安房守は殿の名字によりて主膀の家を
まもるあ所をいひしとかり其時はまことに其のかをもへけり

松倉

豊後守重政者源七郎秀政か嫡男也松倉か祖ハ
織中臣鎌足也而后年中大和国に来て添上郡松倉
に住而後其後筒井か家に仕て順慶か時ハ家老として秀
政ハ筒井家ニ随一たり武勇の名誉当世にすくれたり　仕于筒井之し不
之秀政ハ性寛にして大胆なり西安郡八ヶ所井家臣の内にて後筒井か家臣として一万石を領して沙汰
江州慶長に仕へて和泉の条村二万石を領して所の書に曰
政の為祖父武郎左衛門と云ふ二十五石計りの地を領しけり二十余年より家督の事
右近重信は与秀政ハ仕えて筒井順慶か世に従ひ定次か代
に至り猶ほ仕へ右近重政是名は源次郎大名の地に至り然るに秀吉公清正
に仕へて多聞院日記に云慶長十一年十二月九日筒井家の老臣として
九十一人の中松倉源八郎同源二郎ホカの他これある所
の家人なりしか此の中にて松倉源八郎を頭として二千
石をあたへたり右近重政と名のり是は松倉源八郎
二条二筋の御とりたて二万石を領して重政は右之一郎と申ける
其後不知にして始め二十石にて仕へて後三万石にて召されて又本知行
の門より是と多聞院日記江戸記の由にて当所二十一の事記之

[illegible]の説の[illegible]
[illegible]

応仁二年の秋東西の軍おこりしとき[illegible]

[illegible]細川殿の[illegible]して[illegible]

[illegible]七月廿日[illegible]

[illegible]

[illegible]一日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]九月十六日[illegible]

[illegible]一人

[illegible]して細川殿の[illegible]して[illegible]大軍の[illegible]

[illegible]の戦[illegible]

[illegible]

[illegible]の軍[illegible]一同[illegible]

[illegible]細川殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]細川殿[illegible]

[illegible]大坂の軍[illegible]

[illegible]

一此度水野日向守帰城ありて小屋にして大和路の先陣にして
戦場にて五月七日の合戦をさせ首十三切て諸軍勝て
後藤又兵衛道斎と主政功とゆふも則大御所の御感
斬と承りて主政か手台にして是れハ大御所の御感なり
是ハ其年十二月にて鉄炮加賀の陣ゟうち二まて城にて其通
つく友堂仰付らるとて是ニ主殿として御陣をさしつかはしゆるし
くの手にて後日を請つかハ通ひて友堂も御知して後来の人
通人とも主政を合てたてまいらせ候ハ御いたはりなり
けし今日政を取つそれ白川様をそれとなく
上ハ御取て川通んよりも先入のものとも征伐ともせめ入り
其御所の御後取て後川にて加ふるこけ年より是明らの人鉄
松倉の後藤さ相へのし一ツ陣れ日一小松そふの陣のまとて旗
後か乞ら乙てしく跡とふ松倉さまてさす通達に及んて出る鉄
かまけかしかをふ御鉄をも合せ人とす向旗ハ源の志
り小麦入り向御候之主政か後藤の記うら小屋く捨うら旗を捨しけ
当家すべて主政かしか戦来らす揚馬ゟし上主政か勝利をかけ紀と
退付て居しくきくに入らるの山ゟ旗さ白き池から旗さ通そうく

通に候て返し一味方数く由るりく川通して其後事ハ以上一ツ鉄く
尚川にて鉄小主政く入ゟちから小屋とも候に味方とて知る紀にて近くし
勝手とゆふうけ合る下ハ丹後守忠家評の間をもんて指をのるべき数
あるのう陣の是先人けて紀の方ハかしても向ふとれて候ハんきさ
見ハ主政へて忠家の御を請候て是と申ハれハ大御所すぐる其年
主政かる氏とお帰り居にしゝと記せかしゆよする今うき後し
中不手かれ直より後之通へり木此年元和元年肥前の主
此の御く御感とされ候
御家の地て後く新らしき家の儀にてその後へと及ひかけ方より(?)と法
にうる練之の由つる城と築ん付て十万石の政にてけり申しかハ不限
当方たとへ十万石の家続とゆかされとく ○ 当家のさしめ主政
りふ人の事ハかの船取るるされ其品宗左りく後来の人勧出の紀て
後之此後ハ年ハ外に給乗せよと納来して主政けせとかうて紀にうさを
尚人の松代にすまて候候小加兆と多く新くさ後を此りしそ
り業内にさて法出小かに候出の人勧出の紀なかくゆさもまうく
此後ハ年毎くく来へとわ是らく私いうりて八歳のうちも多く
多くの私とも一しき人此下らもしらて私とハうかしもあり入多くて
家旗一流き品ぬ家て御も人の御給の要害と続くて山小さて居ハ主
政藥来く年のの御中ゟしてかうかく清さ中外随合とせ定しせ彼の山中
其しとかし一かう候ゆるりきつゝと為候焼之中候てさたしゝ何かくて来
年を評ゆるく何かとせゆむる候ち御所成りゝる代ハ此りすのすら松き

平政をつゝくしといふ者の中せしと河呂宋に渡てしハ呂宋九右衛門末村
権之助と申し末村ハ後ニおもへり病死して呂宋ゕにすゝにて海のりすゑ
月よりて帰りしに平政ハ其年の冬に死したれハ其のり平政ゑりけり
と呂宋末の後をうちしハ寛永七年十一月十日帰りしハ同八年六月迄
寛永七年十一月十六日平政卒しては其男長門守平政ニ
と改く（実ハ志貞と云　実父ハ茂之）同十四年の冬平政ハ名主に西洋耶蘇の
法をうけて又後の此男のあるに来の城を攻て来の御ゞ掛亀
ろせる返付の由渡をとされ清和の人名の草跡して御あひたる
おり節平蔵弟茂朝ハ開帳とし夷を日本につけて北の御
金子のゝ人として城をとし此御其延宝四年十二月十八日御城
渡てありて男女合三百七十余人の首を切ル平蔵茂
子の罪さへのかれ平蔵男清は流されて奥州に
手預けられ息男右近茂文平州は生縞を海に渡したる

人として隠岐国へ流され同十二月晦日平蔵ハ罪されぬ同人の
ら先とし諸とふまし息男実右平蔵ハ今ゟ分れハ死刑とハ
定めらましてける（平州も後にハ今津に流されまして保科肥後守正之
預けられ罷り成ぬ正之朝臣に預）
平州は後人のゟに見しとを以信
くや云しけん身害し果せしとぞ

坂崎　本氏浮田

出羽守ハ三宅某也　出羽守か名諱詮家一説に正成と云 登後(?)歿年の前後は不詳 右京亮とも称す
先祖ハ遠く百済国より出たりけり 坂田の人児島三人初め
児島にありし何和を領して鎌倉に至り備前の国にて一ツの島
に来て浦を守て旗幟を以此人とハいふ字を書しけれハ此島を
児島といひて名付けり 其児島をハ治しめて三宅と名付られ
し宇喜多とも名乗りて和泉守能家か孫なり　明應の比の人とそ云　二人の下
宇喜多ハ元児島の三郎高徳か子孫なりと也 其宇喜多の姓を賜ハ暗しとも也
上総(?)陽ち紀州宗の継者として山陽道を名に得たり 能家
か子興家の三人の男なり 嫡子直家足中納言秀家の父之二男
其家の三男忠家あり 出羽守の父之直家の弟と記す 小名を

たゞ何人かあらんとたづねられしに西家宰相にてこそ子中納言秀家の阿
りありしたび〳〵のあるじにて安芸よりも出羽守たらしめ父とも
りし秀家のつかへ浮田左京亮とやらん 此時ハ西行と云し 武記 伊西家が名の字
をかりけるや坂崎左京亮と名を改しものなり 慶長七年の冬秀家の家の老ども随て
備前をさく 左京亮を離しても 戸川 肥後守達安 岡越前守 花房志摩守 秀成
呉部 角南隼人 楯村監物 坂崎を寄明しは五年の夏
速川殿寄らしかりしかは同左京亮に坂崎と改め上方
の軍起りし 浅海と坂釜が中納言秀家を一方の大将
として関ケ原にて東国の方に随ひ 勲功に加増
にはじめ坂崎左京亮に勧賞して石見の国
因の城と厳て 二万石 浅名とも氏とも改て坂崎出羽守と申

又出羽守くわだてしは大坂の戦に従ひ 元和二年将軍家
と伝し給ひせて旅よりも害して 其罪にあり 将軍家并一の姫君ハ大坂
家の城落ちて御しけん大坂の城落ちし日 常陸の介し出させ
給ひと照りて新居の浅人に堀内ら浅水にて将軍家の
御伝に給ひせしも自らに坂崎にむかひし 宇喜多が家にあしつ御坂に
さす給ひて智ある人多しとさすかしめされけ 姫君の御事 坂崎家族を
のうちの御体にあひかゝりし 給ひせまし 家御伝ありて頭きのひし 先代人
いひし給ひて坂崎にて叶はせとも申し上りけれは 将軍家にふかく悦ひ給ひて
こゝろよく入給ひせたる 御はあらん定り給ひて姫君のを下しされ 長く人となりて
人々もそれにこりけれとて出羽守をかたくさせ給ひしかはとまりて御いひか出羽守
将軍家に入るとかたる ふかく叶はむかひ給ふやうにて御伝ありて出羽守
のかくのかねとゝゝ文にあらせられけれ 二ゆるすと人ていひて 叶はせし御使
とは給へとはいかりもしけれと しかしとての名家にも姫は給ひて ふかくて坂下に
おほしく成出され中にて此ハ大年角日数給ふ給ひ 姫君本多中
務の輔忠刻かふたゝ かつせりて かし中坂崎方に将にと急ぎせて給ひ
ていわりて世の人々にあはれみ申しく へきなり 此無とゝゝくし ありても給ひ
さもあらは 家におん身ものとも命をもちてハいやまくり給ひと かのあるじの
御命にして家めしけ 某家に かりあしに天の名さいはすそそ 此旨にれとふ
くして名を家のはす 大事にて将軍家にも出羽守か情を申下こそいかれ
あとしにあしにそとて此渡方しか有されて坂が包を底ふかく出羽守を承てさへ

まつ家来の者ともにむかひ其人後は只いかにかくれもなき人なれハ世の中かくれなけれハ
さりハえうそれ衆中を人の手にかけ候事をも見さりけれハそれより申上けれハ
て祇候の者とも候ふらん事にてまいらせしかと申しけれハ其の子細を申されけれハ
かくしさけれハかの候ふらん者とも候ふらん家の事とも申されけれハ
仰せられけれハそれより今よりハ其達の御事を仰せられけれハ
ともかく有まし 下へかくれても候上者の事とも候ふらんと申けれハ
死しけれハ其一族の中とも候ふらん事と申しけれハ候者の事とも
ゆるされて候ものとも其の事とも累代の家とも候ものとも申候
者ともこそ候ふらんとてめんもなく候ふかの子にて其の事とも
申されけれハ何事とも申し其事とも申さりけれハおのおの死を
ていさめけれハそれより候ふ事とも候者の事とも申されけれハ
めてたき事とも申されてまかりけり　誠そ其の事とも申しと雑
如しとそ申へし候家の外にハそれより其の事とも申されけれハ
うりけれハ其ともに候ともに候てそれなりとも申されけれハ候ふ
人ありけれハ候候其の家とも申しおのおの候へとも申し候
ら人ありけり其の家とも一族の中とも申されてそれより死しけれハ
ありけれハおのおの其の事とも申候て其の家のかれたり候ふ人に
大逵の科とも申されけれハ又其の事とも申しけれハ其の縁とも候ふ
のかたにハありけれハ其人にハ申されてそれより其の事と候
て百候候ふらんとも申されけれハ其の人のありけれハ申けり
然るに何ものともなく
候まゐりけり

戸川

肥後守広康逵安ハ故肥後守秀安か男也秀安ハ又云蕭定
安ハ宇喜多家の老臣備前備中二ヶ国をしりて秀安【初め富川と名のりしか】
秀安か時戸川と改めけり後に肥後守とよはれけるか
初の名ハ年若にしてハいまた助七郎とて父にはなれ母とともに備前の国に
逵ハ其の時より備前の国にて其の事ともにて候ひし
其家ハ其の子なりけるか秀安と共に宇喜多家の老臣なりける
にて候ふ家ともに候ふ事とも候ひて其の年に肥後守
[illegible]
逵安父より其の家の中に候ふ秀家の代に至りて又
者共別の家宇喜多家の老臣三人の随一也【戸川長五郎と云】
の中にハ其の後逵安ハ秀家の家と申す【慶長の年】
其の年に至り慶長五年の秋に至り関ヶ原の役に向ひて

肥後守通安出羽守に從ひ上方の軍ニ又従ひしか河内に逃して
関原の戰の時も上方ニ與して敗軍の後に浪人とし
一万石 石田の敗北して後浪人となり程に忽かに州に備中に[illegible]
新庄氏の[illegible]に依て 三万石 遠安卒して 卒する年月未詳 其嫡子左京
正安家を継 二万二千石 今度中に至て浪人 二男内匠は三千石 三男[illegible]
子に分知 正安寛文九年己酉月卒 嫡子平八郎正安
世をしろしめし 二男玄蕃頭宗を継 今度に浪人
浪人 其後は[illegible]と云 廿年十二月十五日叙爵して 右衛門佐と
延宝二年十二月廿八日に卒 嫡子継茂卿家を継 今度に
浪人となり 元禄七年十二月に継茂病に因て九歳にして死
す 家は断絶 今度其子代官として

平岡

石見守頼勝ハ金吾中納言秀秋か家の老臣也 其先ハ平岡と
云ふハ元伊予の河野か家の出ハ元之河野四郎通直か子孫備中
に住し[illegible]の先祖[illegible]元親か子也 小早川元就の孫豊
臣秀吉に依て元就と改め 通直か[illegible]に仕へ 小早川隆景の臣
となり小早川隆景死去して後 秀秋に仕ふ 其後石見守と名乗
其子[illegible]年に至て小早川の家に従ひし 秀秋ハ隆景の養子 家の長臣
年の秋東西の軍ニ何も秀秋に[illegible]金吾秀秋ハ西軍にあり
二の手に有り[illegible]家の老臣石見守頼勝ハ 三万石を領す 黒田
勘解由 刑部少輔の姫を娶り 頼勝ハ[illegible]の男也
此時長政を頼みて通し 徳川殿に上りてし[illegible]を待て必書切ま
て忠を尽す 頼勝か心中を知りて 家康公の命に従ひ
して東軍に與し 関原にて秀秋か陣を切して上

方の軍を守り其の鋒党をも追討し綸旨并感状の地を給ふ義
有りて秀秋卒し世継なくして家絶え大御所御前にて
石見守重定を御家人となされ召出され采地を下し
給ふ其男石見守重政父の跡を継ぎ采地をも賜り
同苗重村寛永年中重常相続す
其後の代役勤めしが嫡男市十郎重其弟小三郎重昌某ハ左馬允重修其三男
中守重世継なく家断絶
系図にあり

鹿岡

鎌倉の平将軍良文の後胤畠山庄司次郎重忠より十六代の後胤にて
元久二年六月重忠并嫡男重保父子討死し同二男小
次郎重秀ハ其時まで武蔵国鹿岡村に住しけるに二日の
后を遁れし 足利持氏より鹿岡左衛門尉と名乗る 鹿岡左衛門重村が跡を立てる
新田の頃より用出し其の後も坂東の戦に度々出て八王寺まで
山寺の城を捧て御供し関東の家臣上杉に属して
小田原北条上杉に属し其後上杉家をおとろへ北条の家臣となる
関東の侍ども多く北条家へ属し小田原北条氏康小田原城の二男
新太郎氏邦を以て武蔵の国鉢形の城主とす 北条安房守
重氏と名の下に重村重氏に鉢形の城を出す 天正八年

右の城となりて猶ク天文十七年の冬氏康か六男氏尭に（十尭）
顕泰か武勇をおそれてや顕泰に請て虜の術と名宗さ
せハ顕泰これにより用右新左衛門尉と名のり顕泰永禄三年
八月廿日に死せし顕泰に二男子あり兄ハ弥七郎沼田八郎（後ニハ新左衛門尉）
平日沼六郎といふ氏康顕泰か両臣として二人の
男に給てけり（兄を弥七郎右衛門尉のこりて両臣沼田氏　弟八郎武蔵の北条右衛門をもちしとかや）　弥八郎
此人の後新左衛門尉顕通（連）と名宗天正六年の春上杉謙信
大猷不在濃信幸として後上野国沼田の城安房守幸氏に
沼田氏を東条氏政（氏康の婿　幸氏か兄）用右新左衛門尉顕通と共に
此城とふ上沼安房守幸氏か事を迄とてふ上まし氏康か
去りして氏政の中に代え沼新左衛門尉顕村か子弥七郎（ふ）に

よもなまし沼まの両臣にて下まさりしや沼しや沼田の
城を幸氏に渡りしと又幸通に給りて其(?)まり給て
てつかりし幸通に毒をもちしめて殺しつる氏政かさしめて幸通
か兵沼六郎沼秀（吉乃）をもて以人か所を遠く沼田の城とふ
沼安房守幸氏いよく西とてりに出てまにありし氏政氏直
父子か沼吉かりさ母く小諸をて沼吉幸氏とふりく根
て明まし天正七年の春武田四郎勝頼に告りて合せ
幸氏か兵の沼田の城をゆりし山(?)家にしく攻こらして
城とハ武田と来下せしり勝頼大に怒人て抗て沼田の城
とハ東田安房守昌幸に給り沼吉に沼田上中下の三兵
まいらせ再度本領としく給（今に至る古世の沼田）真田信幸をもて右

ましく上裁の沼田今別院に館を作りて帰り住まれき天正
十年の春武田亡びし信長の侍大将滝川左近将監一益
東国の守護として厩橋の城に下向ありし滝川か
家臣として沼田の城をさづけ給ひて滝川某是を守りつゝけしか
ところ此年六月信長公人手にかゝりしかば滝川上方へ上り
候んとて氏直真田能登守信吉旧領なれば沼田の城請取
ぬ滝川か帰りしあと真田の手より前方城をうけ取る
つきて後しばらくありて北条氏直沼田に押寄せ加勢をこし
しけるが信長死去の後信雄と定人なきを定めて氏政氏直
前守はいかゞ人に頼みけるを戦人よりなを心へ氏さる
は沼田の城をあづけ置きて去りけり上杉景勝の加勢をうけて

つきて某としきこへければ越後へ使をたてゝ景勝へ
かくと云ひしかも自ら分ちて来り援して沼田の城に押寄
兼て業同と云知りけるか一二の城戸をも破り滝川
けりしかも終へ當国の味方にしけれ後人に当る二万
景勝勢と合せて北条か信吉業に押逢して前後の
人衆と戦ひ半ば討取りて六月廿日の夜に漸まで引返
しける夜に八十三騎川を渡てあしけれは城内にかへし
ひきし景勝に大将として十月末に新発田の城攻めの難あ
ざ八十騎にて景勝は景勝の大に感じけり此年十二月にも
の城を持て真田か手のもの二百余騎真田の侍五十人程へ
二百騎の大将とて盛りけり天正十二年の夏信吉信綱の

ゆかしくおぼしけりて世人いふとぞおもへられ是善の元
慶にして中の紀にいれられ弘仁十七年十一月是善弁に
よりて文章博士に又参議に任ぜられ二位に叙し中納言に
任ぜらる人近江山城の守兼讃岐守の位に至り菅原清公も
清公は従三位に叙せられ明くる八十八年に没せらる三文
旅のことし翰林の家都の中納言のえらびにあらねど菅原
と相儀し此家の名誉をたもつ中納言是善安芸
守にして文章の博士に任ぜられ上将の位を帯
同じ年に菅原清公なりて三位に叙せられ菅原朝臣の
文章の家をつぎ菅原道真の朝臣に仰せられて従三位
位にて菅原道真公を上将の位に叙せられ三品

道真は内大臣となりて又上将の位に叙せられ
なるべきはずの人々にてつかはされたるはしと
しむらをむかへ参議になりて従三位に叙せられ
しめて菅原道真の御世上将にて位なしまたはし
けるを太宰の府につかはされて道真公の
御身の人はむかしの菅原朝臣はしかりと太宰府に
まからんとて都をいで給ふとき又菅原の神となり
なりと道真の人を家の御とせられ菅原の人
綱をとりて朝に是善の家にて参りなりけるとおもひ
この門の人はしるべきとて遠く配所へと
なりにしをかなしみ給ふとて御ことをみなの人

その後はけ内にて殊にせられけるへ共といひしかと
いかにもありけれハひらきけり徳川殿にけしからすと思はれ
度々御許に出仕し（大久保忠佐・永井右近直勝）猶々家康の家人へ西国と共
にかりしけり信玄の子らにいひに依る前之と御下されけるか
慶長二年の春勝成帰国に依りし上紀信玄之数の総元
を聞きて三年八月太閤薨しかハ信玄の子ハ独として
頼みのあり徳川殿にいと来院を頼みけるその上に御さまさ
てこそ御用ゐ候に（吉田主殿の御刀并合百五十挺三十人扶）度々にいひし紀上洛ありて
天下のことにいかりしを肝もとて遣されにけり
かくて前に勝成は水野日向守ニ成しと云今も合なりて東
国はいかにて内々家とかこまれ信玄ニ氏とあれとも

まつ所しに遠江城に参りけるあとに遣されて帰参らせ
とてゆる信玄入とうにこそかのかたに二心ありけるとの
訴状文書て御しうたき家長五年正月十三日合津を
さりて頼ミの有りて大坂に至りて左てかへし帰参
とおもしけるかしく元来勝成か家郎か名にて遠江の
かた徳川殿大坂とゆる道けりて傍元の城にいつせりの能登入
在帰参り後さらに度けりて（阿部善九郎・秋元縫中）有地の出羽次の花と
かし後々一万右京図のゆるこちあるへ後へしと御下るか左
れし抔右の上杉かこちと云りしけいつかりて彼人の
うつしかかれともかしかさ八二を込々さしけるとゆるハ八人かの
まへあくにまうかくしてもこきさつりをたけしかさへさま道ハ人かの

法皇ハ百王の人すまのかしところかさねたりけれハ禅し中
乙りけるにて中多結源平両流を取りて源氏ハことに
海の底に二位殿のしたしく小児を抱くしてあまた海に沈みて
法皇も系りいかにもして法ふかうといひしハ人祇とたのみ
し都へ法皇御所にいさし小児を附にけり誰のかみをまたと
いかすへきハ海の底すこしやうの小御殿を沈めてあるにいかうと
天経ハ海の禅ちし而ていのちしハかうへきなり下りとうし
くにけるへなとてかい系しこれ法ともかく并の系の銭
す源て経兼勝つかひこ源への何系が源氏かうて
法順経ても上杉のあれ何とへの漣川殿源氏と法まへ小
百事し海の底をしめ小名を基て世と移の二事飛なりと小

兎も依されとも天下の大法とさあさま人のへあ小こうの出判
らりしけるて小結ぬ云分のふうの飛人へ家と浮て(不而ホ之)坊
飛うら御ふさりことを知まりさま連をも経こも中依造し経
らん日海の云を小伊をうへまり其所とも并泉と関白を
為しこて源氏の夫婦うを中使は西方の地を移の(源氏二一万ニ千二百余)
(の地頼田二千余 今て二万ホ千余)座間分うく法ふ人へ小さわふうへわ法をしあ
経ひし而の那結の地依らん日お達のへ下氏と御小さう
源氏経上杉のふうく御上へしまとこうしうへ兼勝連川殿小
系りし何源氏と百勢れ御しししも法りのうりけり
しうさ兼勝のたむさけてりの世上を海の志さて小あうを
まさる兼勝中依結上へしてさけ法とはへらて并泉うそ

さてあらましを名を記して重信とあらため これハ庶子の家の嫡流ハ名乗に重の字を用ひ
庶流ハ信の字を用ひ来りけり 嫡流ハ重の字を用て作られける也 故 常陸の佐竹秋田の城を攻さ
せし時能登守重信か一人の城をあつかり佐竹か家人 群馬 丹
波守忠重も討其比佐竹和泉守をおこし名を記し丹
の城を攻めてひしに重信をうけりしとめさせし 群馬と共に
と生捕てやしはひにせしめ給ふ佐竹の家中の人と共に
給ひける 群馬父子三人 佐竹父子三人 此時監物忠元と改て色付
色といふ名をよし小袖二十領を給て重信にて給ひけれ其
後出羽の城をとらり又安房守の館山城をまもりける京
大坂の軍記しりは度々重信とあらためける元と同
後に池金谷大門門弟の大津と取り 此家紋の大ハ庶田能登守左ハ中多佐渡守中ハ主元

明匠ハ文和元年八月七日重信 綱宗 遠江守康勝と共に
立寄る処を鎌倉へ行ものしまゐらせ給ふ 二ヶ所か
しかるに其のものもあまたの者二十三年ふして諸方にありて
遠江守康勝卒して後坂東の花茂りかくれて
て外に六日若江の人残りて綱宗も其の軍勢残りて候
さかりハ重信かたちて小より丙なりとかはしめされ重信と
めし出だされける 此時綱宗 浮世 重信隠し中ノ会にいたりしな
きこえあふれつりさよひく武蔵所にて御申されは重信
病床にふみあはい海中にて治療所方の温泉り
ゆあみさんとておもひしきりに其の中にいりて其のかたへり
医療のかゐ山路を経て諸方の縁寺の葉

井ノ口にして元和二年七月十日三十九歳にて卒した
男子あまたありしかとも皆絶たり　[illegible]

竹中

丹後守重門ハ半兵衛重治か男也重治か父ハ遠江守重元
ハ美濃国の守護斎藤山城守入道道三に仕へて不破郡
菩提の城主たり　重治ハ[illegible]して父にも過たる器量の
生年十九歳の時主の斎藤右兵衛大夫竜興[督]と恨ありて其おの
りを[illegible]て永禄七年二月八日の夜稲葉山の城
を乗取ける竜興ハ辛くして命のかれて落行ぬ織田殿伝聞[illegible]
たまひて城を[illegible]とありけれは重治[illegible]
[illegible]の人々を[illegible]させて不破郡
[illegible]
城をハ竜興にそ返し与へたりけり　[illegible]稲葉山の城[illegible]

ら降出の侍若田孫太郎といひしものの後に能くうけしハ手の在所中よりく
りつまて宇治方より加へる年比よりハあつかりて入へりし人々ありけり
ゑより竜真か称ありけれハ僧となりて今井久作と城中に在りて務兵
け人のかかりしこし〳〵とありけれハつりてつけるゝされのものも多かりけるか
其かの時城に走りて加へりしに務兵か併せ主の方にあるを待ちて討ひて
やかての上より宇治に出陣と立ちけれハ宇治より組頭と号して宇治
かし城てかの方城に帰り男の安東伊賀守か行に帰て宇治ハ唐船と振
こ奈なとありけり弟子し誘ひまいらせたる人々に右相方か誘ひけるとしとこ
安東もありまし加へるか人々ハ兵衛か出張せん唐船と仲人ありけりに隠れと云
しりとしけりけり男し而て仏と播州してく人も宇治衆久作加小年
あるかハり下に仰下ひて遠藤とうちく人よりて侍三七人と城中より入気に
こ十日着方こ七打さて加異へ加て雅人小界とうけ川から侍十人斗り俟し
て城中より金り是ハ今井乃病み下小へてこりれ合もん料の酒飯か
の加てハいといひし仰とうてつしこ小こりしかりのもかりて加くれり諸の
城に入と田して加異気しくしとかいめて切て入りこ夜の者の侍大将出居
能係もとハ宇治志入に切て付けら出勢かくへしとハ云ひしもかん城中
しはありし城中のありあり小宗周斎の前と十七人の者ともにりて宇都切て
ありけ討て本くもれハ丸務兵かくらき命とうちもりて落行城中に
てて注ふ加てハの前に梭動しりか稲葉安東伊賀守田ハ法の男もありて
りりして入さるかくらきも務にし歎沈と今そて此事か小城とハ云ふ
宇治かりしまにれて行りこと注安藤かそかふひりて務兵宇治中あかり
ト仕て城とハ務兵に追しあく人宇治を迫ひ行出りし者さくりけりと云 宇治

其後織田殿より元亀三年織田信長公御使の者
記りて下り度吉郎秀吉と者向かるに小原人とて宇治か
春播の侍多く附く秀吉に副ら事へり是より兵小秀吉
と仰て謀と申しけれ播州も其氏頃は居住兵衛多くの武功を
あらハし織田殿の内感に預りかくしけり御身に宇治か助け
希小先しに仰せかり天正七年の春秀吉なくさけて播
州三木の城を攻んとて別所小三郎延藤加へとて預きの御方
我病ひゆりけりあいりくしけとすてさしハ草中にかくて死ぬ
とて播州ほとこ此くらか同六月中山の陣りして死去か
こ十六歳とそ聞へりか 其人の弓ハ左衛門こ尤仰せ以て今まて存
人思ひしや伊賀守とハいはんも 亀し存ち人の内にハ宇治か家係武略
本の陣に伺りし日 書写山にて候の異役氷もこも中山この本も遠城まあ

落しうしふ後ハ必世ての名へと思ひしとたえしとそ云ありける秀吉
我いきおひの強きをきらひ我すへ主殿を秀よりむすと知りかの恨をふ
かくいたき心ひかりし小條て行ハ主ひえしかへし右の消朱子房かたく
いりや右胡小ハかろうしいを又ひ志の年下をしして身ふ命く死もし
まり臨しかに之又幸ゆりとも　母藤ち宗門竜名源助七歳にて
いり母し残さるへきこ之り
父主殿さかふる秀吉天下のまとをたろしめされて後十六歳
まりし後ふ後下母藤ち小西ふらる菩提寺ふ為なりし家長文年の秋関
か原の戦ありし東国の味方として小西摂津守行長と生捕て
京ふ後主門か伏見りし別の地下人生捕てき伏　大阪の罪すへハ
主うれを主門か許さ法ひあり
酒井雅楽頭忠世か身うさ屋しえて錦小主門　年九歳寛
永八年十月九日まさ卒伏　主門後さ肥後ふ居内の城とめしうや
出へ流さ主秀ひハ前あ居内の城伏す　世さ偏ふの示ハ元和九年　錦示の一作後を法
ひを加へかひおひ行中伏えかれ分ちて二万石といふを伏え文の主門行世ふけり
主門さ法けるひしふ此ふ主や城を譲ふ之伊彦ち主付居内の城を伏しえて
宗女ふ主殿を後と法しけりしとえらさて寛永の乃終し宗女ふ主殿をそ

主利かるかりし主中略あやまりけるうしや主門か碑文とうらふ主門
之男一女ありき其子ハ居京系先主左二男宗女ふ主殿之男伊彦ち主付右京世
とえくへに伊彦ち主利ハ宗女ふ主殿か弟よりまうふとなへきこの後旅行ふ
し又父母藤ち主門か居内の城ありしか一人ふハ女男居京系先主左をて法
食えふ二男宗女ふ主殿て後とも右ハ主殿ハ旅行別あり人し委成
まりを知ふ社先人ふりしひとりさし能る知りある人と所りのかり　二男
宗女ふ主殿其後ふ居内の城を伏し寛永九年の冬に長
崎の奉行職さ補せらる同十二年九月ふ故ありて誅せられ給ふ
和泉ふ出さるひの備ありしして長崎に住り伏し年中や主ふ左右とふふ留
主のあれ人へ多り夫か妻主殿の為人ありしふすてこその長宗女ふ主殿後
とえくさきとえふ恨あき人ふかくおもしとてき命うさえいり主ふハ酒
妻あしえて抱人ふく出き人来ふせよ於て居りて逃し出之しとかさねてい
まもりれいちりふかくそてハしそて主ハ伏ありと下まさとる逃伏ふみ恨
女殿さまうされ恨と錦てとりけ妬かあき人ふありさまうりひ許て出ふへり
主ふ之ふハ彼りしふかりもて之あれとそれをのもれ此へそ恨女と供しえて
堺の方さ出ありし主殿いかつく恨あれ人か久常ふ是法といひしりのそ
中り多認りえして於ふ御とて一族親さ多しこいうま伏進へとなけて恨女
と来ひれ主殿さき来ふもえふ左右とハ進卸もり主殿伏ひふ之をししえて
恨之といふ御中よりおほえふ左右ハまさし多うりへさるひし妻とハ思ふ之
め質成ふしくふさしさひていちまち伏をりさへさ主ハ難来り

条りてけりしとそ聞えけり盛政是を好し人の妻や娘なとを押れ
てしまいなとして婦女を取りて是を是さ初り給ひ跡の多々あれとも聞
く人の此状とつり〻て人〻は却て出り事迄ろ餘る盛政此〻下の者のいかなる
上京の者のなき盛政と見しけるも此事ゆ〻へ柴田か家来とも〻の
如何なりしや盛政かすてけ盛政柴田か家来を人〻にいはかる上京のお
者とり人〻ふて〻も実なるく〻き是を地下の私の歴行人々大名年頃ハ隠
しけて云けれと条下を〻てそあれとも此京二書けん〻に是を地にいひに下京救と
ふ京のりゝとしそろかとろさかといつしゝもえそうへしゝ加えて人〻けれと
おいふこそ前盛政〻いかにけりて地下の住ゑかゑ人々しと計りかゝん
お梅てけりふかく隠さ〻しとかくちら〻ゝおのゝふまとわさあて
りりこ知ふのさく〻とく小家ましく盛政とる成しめらまてるの本
の妙と籠没せられしに村些の刀多く出されそれ知あり申し刀剣
まてあやまいむすあすてさりぬせろりまりきん強いつ定世の意
へなくさすのうとそいくゝ〻実しとそすくしけりしとあき是れ
この目先のわとをふかく〻かく中やとかもし
忽ち諸親ちらんしとふ之滅亡しや

佐久間

備前守安次の先祖ハ三浦介義明か一族より源頼朝
に仕へ事ありて安房国佐久間の庄を領せしより代々佐
久間といふ名のりをなしける中比の先祖安田と云し尾張に住
居のちより久しく御厨盛次にて織田信長に仕へ其子
盛政柴田修理亮勝家の姉にそへて修多の男子を設く
嫡男玄蕃允盛政二男ハ備前守安次三男ハ母方の名字
山路を号す柴田三左衛門勝政（政カ）と名のる四男
久右衛門勝年六男ハ〻人勝友とて中頃の娘柴田相繁不
岐より聞く近江国志津か嶽にして御一身の戦に玄蕃
允盛政ハ中川瀬兵衛尉か陣を打破りて清秀を打とる 清秀ハ〻清り

勝家没して秀吉の代となりし後、盛政〈弟小倉勝政〉
討死す〈盛政三十歳 勝政二十七歳〉 佐久間安次か子の内に七郎といひし
〈すめ佐久間大学允か養子となると云〉 小倉の勝之ともいへり〈勝之初は源六郎といふ 後に勝政か養子と云〉 かく
紀の中とりけ段関東にまかりて小倉在番交代
に出て十八年の秋小倉の家滅し、後蒲生飛騨守氏郷に
すゝめられて安次勝之久安まて蒲生
の家人となる〈これは氏郷の伯父将監氏郷の内室の父なれは、かゝる縁によりて氏郷に…〉
〈其後武家の事に勤めて仕へしか、後に家をつかさとりけり〉 慶長五年の秋東西の軍起りて
郎は関東の久安濃州殿の味方として、兼て逆心より出て
より加へて大坂の戦にも久安は在府しける 安次
〈六勝之〉
元和二年安次信濃国飯山の城を領し〈三万石〉 〈是より…〉

時十三歳にして寛永五年正月廿八日に卒しぬ 嫡子
民部少輔勝次父のあとを継 卒しぬれは二男日向守安
長父の迹を継、寛永九年正月十二日に卒しぬ。卒して其の
子三之介勝長といひけるか、是も父の迹を継、寛永十八年
三月に九歳にして世を去りしか、世継なかりけれは家
絶ぬ

村上

周防守源義明ハ始次郎左衛門尉と名乗丹後守又左衛門尉長
秀か家人なり長秀卒して後豊臣家にて召出され周防守
に任し其後従五位下に叙せられ越後国にて城を給り堀左衛門督
秀政か与力に附られけり（六万石を領せしと或記に云々　かゝりしとそ見えたり　或記に越後の村上義清されとそかし）
これ信濃国の村上次郎左衛門か流にてはなし（義清の子にして上杉か家の村上源吾国清か子にて周防守となれり）
のと秀政か男左衛門督秀治か越後国を領し時村上当国に
本庄の城を給て（今の村上の城也　九万石を領す）慶長三年の秋溝口伯耆守上杉中
納言と直江山城守越後国の人々ハ左衛門督秀治に従ひて
別て小溝より寄せ来りけれは一揆のものをあつめて上方へ
景勝に心を合せて東国の軍をハ起すへしと上方に向ひ出てけれは

依て村上か人々おのゝ出てそうつて上杉をたのミけれハ謙信
か信玄の前なきハ怖き地と合せて信濃川中嶋にて度々信
玄ちら道勝か力を合せていくさしことあたりて（擬ちかり剣 業記存せす）
一年を四のち山縣昌景三海口ニ信玄ち村上周防守ニ信玄の城の守りうち
しりとの也を遣ハりしかれとも終に周防守か子の代となりやすくしこのあとに
存せしかあのと語りしも知ふ人世にいふ周防守ハ上杉家の家人荒
井をいふの姉聟の中としにつふ存ハ秀ニつくし周防守ハ蜂須賀
しられし周防か嫡男を荒井か妹のあいたしも幸道に世に一代の
二代の主取りて世に語り伝へけれハこの跡なり　　同十五年の
義秀は其男織部守大坂の役にかりて上杉安房守殿織部守と号し白
なる村上又城州目ニきこえしか元和元年の夏大坂にて上杉殿
輩の年なりとしけれ共事ニ出て城州目ニ属し人々とも跡まいあり
同年ハ二年七月安房殿さまゝさせ時村上も取かりやうて
不知とかくきこえてかり　これ安房の家人荒井其後
か記中の書にあり

石川　附北條系

玄蕃允源康長ハ出雲守数正の嫡男也康長ハ代の祖
左衛門尉親長の時より徳川殿につかへて安藝守清兼の時
より至て安祥殿よりけりして二代につかへ徳川殿とかさなけ
条ハ（又祖の年不采のに石川の伝り詳ならす）そしめ徳川殿駿河の出府し
ほどなりかけしかる今川殿の作取て清兼の嫡子右近
岳濃の城をかまへ右近の男内記ハ徳川殿さ機にまハ
り清兼卒し右近世をさかりし内記又後して伯耆守
数正とそ申しける（武蔵の石川伯耆守の名を康昌と云るゝ世に数正と云へ世にてハ不の所のことくなしにて後に上方へ）
参り出雲守とめし（之にハ名をも改らや此ハさされとも又伯耆守数正と云ふもし付とみえしましあれハいかにもさためかたし）徳川殿ニ奉
此の日より数正太閤に奉仕して東孫巳年十二月石ケ瀬

の錢り氷中殿の内にして大刹の志とむかへしに高木善次郎
秀清と錢て高名を残しけり父祖か代を請て堀川殿の
ふのり侍らき景川く并つの人りそれひけり堀川殿今川氏
真と尚右衛門の身節しておりて駿河の国府すさまじあひ
ひしし翁累失なもしまし侍りけり下りとすゆ景清三郎殿の御事なり　松平か
とはそいとけなきとは身の失なもしまし侍りし小侍清源
人りのなりし人にていけしおれりし松平平向て眞
逢のはとちなり人にをもちりねとて唯一人駿河国に訴へ
かりとたのみ今川家臣の侍大将松井か長柳と云二人の子生捕
らまって氏真いなけきは侍りしかとすそて危急の身とならてお木なれ
まて其家の北御祖母に刑部か備後とおそれり其家臣
さや侍人りしを松井か二人の子臣し奉りし人とおもひし氏真
みさりしもはせく兵くし身か家とそ臣られより松平か肩にのせ
身はや景清り御かしかの小はる人はいふき市殿山中の老将
が臣ら身をつきにて感とおもりのうちなりけれ味方か京の人錢
の内松平織田殿の加勢として遠江国に向武田乃遠
江国し山ふおとすきら景川く臣んもし落ちの上陸ち後か
ふりしけりとふ浅田の内身に主なれてさり右衛門人
しりハ松平なり許しけむり人く仕殿も出す御すゆりにけりさき
めしし身犯けりつくし松平小気に存ゆうへしし共らひとい多教さ
人中しに我のしらくなりいひてはひとき振りし四人かに生すして
いろさち身のりなりしさは軍陣しありく人とに記鑠さし　緒

むかし中しハいかに楽しみさハ元たゝまし八高坂に渡来ハ
らうの者清和もさりてしりつ縁さりとりまして人半額
のちの恥辱ゆゑりうあまりて念ぎあつまりは捨南と
清和とて源へてりし頼と同じ速て北りかやとに源
その白の旗りと気ふくりりか武田太膳大夫けりと仰て
武士のふりいまさえと定と噂り維しかくつてあらく
りれあんなりし徳川から矢あかりてふらしとて感ありふ
りふ斜長篠の合戦し織田殿の加勢とひかふ信長
父子武田かいきはいかさまさに向ひかふへしとしきこく
そ相正法度れくそのひ埴父子ともへ歩下とて本の東に文治
方のちんりけしりつ紀の縁とみ縁のたまもつ方の大将所并

むかふに従ひたいふりける一度も不見の名を見ず天
正十二年三月相正法度を取れ羽柴筑前守秀吉の許
し行むかひ埴城の織に仰しりと解けふ明まし八十
二年の春より秀吉小牧殿とわ伎のりありし徳川殿
信雄とまともけりかひ長篠尾張伊勢の間にて秀吉と戦
ひせりの半ありて中京の度秀吉の草履し一度も
勝りとえ次けの年六月十八日相正前田の織と攻落信
十一月秀吉信雄と中あるりを相正をまし法度取り秀吉
の許へ来りこまし及ぶ中ひらきしと解さかり応と
そすへりり同十三年二月秀吉小牧殿と経て於義丸殿
信織殿の命りとひ請て養子とせらる相正が二男勝千代丸法流

ましとひしが付随秀吉内大臣正二位迄に歴上り関白職を
得して浮田直家の某のりやうをましゝかとも中川
の中納言ともかし其後秀吉も相果られ日本のり将主の男中もり
しめかくへし様をかくて後十三年十月二日将主嘉子川
男し結城の小笠原入道出し其後の城とあて結城
家の藤白大まて頼ひかひ十四年正月十八日和泉国とからい
てしめ其浦の戦に池田某られしにまて秀吉其外の陣をうて其浦の
りゆへ小牧の御陣にそめられしく戦ひつれわ味方中多
帰て御人にて其者中ま下にてかの陣をしりひまとられちて焼れ
き様にのそうてりかきは秘佐しまて御まぬまさとは味方は大猪守し
つとうて一定勝家しぬひら人を其中とし御香に将主の人の付武小田原
人しまとをあ帰して家を出す後は其しあまゝ今に付随り秀吉
色をりよいもしと見えしまて将主累代の一老くお引て上方に参りしま
そしめ中後れてしかし秀吉に参りしりう此の武男を参て秀元か方き
まさんかに禄八十万石とかあへきりのとと若きの多ひし故
神子ましらかれ人をとまくしらかくと今に以てしらまし
水野

和泉守忠重は二人あらしく其家の家老はりと取り出雲
ありしかりもかのうち浮田殿関白秀吉にさしくりてもかひ
し河藤白のあけさのかりまって将主者ひ浮田殿に又条
まて八年に猪の小浦にし後結城の小笠原家なかしかりて
城相手の城とて出雲守将主しまて結ひかりけり十万石将主多の
男子あり玄蕃允康長は嫡子にて二男比後守は三男内記
其四男を結定政とそれ中将主卒して後玄蕃允康長
其と継八万石比後守は父の分限とまうちに二万石藤の家の戦に
東國の味方として康長中納言殿の御味方して山居よりかへて
参り其以内の城とうりへしも御かし其内にておの城ととの
けり慶長十八年十月廿九日康長は也をて流刑に處らし

これも大久保石見守長安が孫也けり　劔業院と號す者は[illegible]して後は年月[illegible]の断也

こゝろくるあ[illegible]康長が[illegible]を[illegible]あきらか[illegible]原田[illegible]して[illegible]
[illegible]康長とは[illegible]後は[illegible]に流されて[illegible]伊勢[illegible]にあり[illegible]同年[illegible]

康長が舎弟肥後守[illegible]下知をして[illegible]くなる人々の孫[illegible]

[illegible]肥後守[illegible]しかりける人を[illegible]といひし[illegible]は[illegible]にて

てうち死せしは○[illegible]石川が[illegible]としし功を[illegible]は[illegible]

を[illegible]ても[illegible]武略の[illegible]の[illegible]

[illegible]人をくりしとて[illegible]人とて[illegible]家[illegible]年[illegible]の[illegible]

も功も[illegible]とい[illegible]さるの[illegible]て[illegible]

[illegible]として累代の君に[illegible]一生の功を[illegible]し上は父祖の名を[illegible]

し下は子孫のふを[illegible]し[illegible]

ら[illegible]の[illegible]恥を[illegible]し人[illegible]かゝる名を今の世[illegible]

て[illegible]しりけれは[illegible]の上の恥[illegible]し[illegible]

ひての後も[illegible]はいはてかくこそ[illegible]さんの[illegible]

り[illegible]て無礼[illegible]に[illegible]織部[illegible]

日[illegible]を[illegible]し身を[illegible]して[illegible]無礼[illegible]剖[illegible]とよろ[illegible]

や[illegible]し[illegible]剖を[illegible]士の[illegible]

人[illegible]して[illegible]死する人[illegible]

[illegible]

日根野

織部正高吉は明吉が織部正高吉の男也　系図に見えず[illegible]は父祖の事未[illegible]

高吉[illegible]関の[illegible]流[illegible]を[illegible]ゝ高吉の城[illegible]

時　これ寛永十八年のこと　一万八千石を領すと云　高吉卒して　後吉明いとけなし

てふと遺言を名は[illegible]と申し　生年十三歳にして　[illegible]の京の

城の[illegible]として　中納言殿の[illegible]

そ[illegible]安房守昌幸と[illegible]　明吉は六年[illegible]

主生の[illegible]を[illegible]　此時一万[illegible]と[illegible]云[illegible]の[illegible]は[illegible]の累代[illegible]

の[illegible]日根野とは主[illegible]

し[illegible]けんいとけなくして[illegible]

[illegible]功[illegible]れは不[illegible]滅[illegible]しらんし

織部正[illegible]し　大[illegible]前後の[illegible]　侍[illegible]の[illegible]に[illegible]

[illegible]　寛永十一年十月十七日[illegible]

の残し侍り（ここにて母となくなられし 二万石を継がれし之） 明暦二年三月廿六日六十歳

行年辛丑（一説に六十三歳とも云） 世継なければ家断絶す

成田

氏馬允泰氏範は法性寺関白太政大臣忠長公の曽孫式部大輔経隆の末葉なりしが経隆武蔵国の幡羅郡に住し当国幡羅郡に住しける子式部大輔助隆に四人の男子あり嫡男ハ成田と名のり二男別府三男ハ奈良四郎ハ玉井と名乗りこれ等の子孫は世の人武蔵の四家とぞ申しける（是ニ家の伝によれバ成田太郎別府小太郎などいふ物語ありて見へしハ名を成りけるにやとし新編纂図とうらに成ると云の内孫の中より経隆といふ[illegible]） 氏範の曽孫下総守顕泰（家蓮）の世に及び当国の豊島家にして直勝ともいふ名ある[illegible]擁く侍り後下総守の子下総守長康の時にいたりて家が[illegible]云一を隆上杉の末出を質ともし代々当国一の大名なり

そのころ越後の小源太郎といふものにて上杉が家にありし長
尾氏の弟なりけるが上杉憲正入道遅虎乃源
信に仕へて令て小泉を伐んとせしに永禄三年の春思ひし
源信と称りけるかゝ小源太とぞ 源信長尾不慮にして世の乱れを知る
為景の子にて源信入道とて越後の城の主長尾といふ府の古城
にしく人質として置きぬ然るに長尾は向ふの城
を取らせて子息景長と共に長尾の城に籠りし
かれど同景信は上杉にも知らせずあはれにも思はれ
長尾かもしれぬ氏景の親と論じてあはれなれ
ずして川越氏康に属して後に弓矢をとりし所の
者どもこれから小城一ツ攻めおとして勝算なかりけり
〔左頁〕
ありし者には取り込みして此城にぞ籠りて今越の花
と名を知りて思ひしかども此城入るべきかとて一つ向ふし
かけて後ち長康年来の浪人の横目者に八郎とて
六尾の者あまた集めて城の前に出して出陣と称す
常にはこれを称ひて信玄は子息氏長が年まで
ては越後と仰して氏と共に一族源信の者
もうとけれ父子の間に因りし氏の為て此城を滅ぼすべし
遠き国にしとて一族源信景は隠して同九年の秋北
女が許を頼み浦を通ひ氏長を主として此城の本丸に住み
て帰りけるを少し氏康も先にして城より出て流さ
せけるに此の個の中を通りて本城に帰りて入氏長とともにして謀也

人となつ籏しお命終しぬとしもそろへしゆしけると流石年比
のよしみにハさりながら長康と親しくありし者なれども出あ
さましうてあきれ居たり詞の下に古康師貞の將軍武字
とゞめ給ひて彼是の地にてかくして武州に父子一族
のうちと私く古康これに加けらく我跡をもふりて命とさ
しいかでも子孫の行末をきよふ思ひかくして一度金尾の
城を攻落し其の罪を後子孫ながく讃けあしきこと人と
忘るゝしもかゝる不忠義の行末をもつて遁るべくし口惜
かれ是もしかへらる籏累代の家人なりかくしてふりと思ひき
我が城をさらへんとする上をあはれみしかも武將の叛他
き将也ゝもへつきにみてんと然てこそ言うて川筵にて如くに除

於是其東兵勢けりしと将軍にて長康か許を退きたる武
長か不届ゆゑ云ゑとむかつ亀し兵政勢く去坐の罪ありと
隠し攻落道にむかひて云ふ古康を遣し入るにもと
色しとていふをも長康けりしとうちやすいやく父子の
間よりかくとて我子人ともまなるハらん人より云悲ありさまハ
我命しきつ終せし而も相見く世に水沫原とて兎されぬ人累
代相伝の此地人のまるで渡さんよりかくししとそふなふ伴く
やうにつ籏命絶ゆるあしもて死すなりとも是をして
忽然判もしも是非なしも次第で無仰力にも名のみ残後
なるさ爲命にハ讓て私ハ如月に古康路とかくなるとき
てもへさも子息にも家の事讓らん後を力にもの子とも斯如にも云

向後におゐて氏長より上のミ来りし事ハ東ニ至ル迄北条ニ属す

合戦の時ハ必ス氏直を守護して北条の旗下となり

同十二年氏長小田原の籠城ニ随ひ何かと

父子中悪しく不和なりしかハ城中ハ乱るゝ事多く

天正十八年の春豊臣関白小田原を討んとして御下向

ニ氏長も小田原の城ニ籠る其兵五百余騎と籠らしめ城ニ残る

一族ハ同氏の依田左衛門佐泰親を始として一族并

侍の百余騎と町人百姓の男女とも籠城して石田

治部少輔三成と長束大蔵大輔正家を大将として佐竹宇都宮の家臣

の城を攻めしむ其外鉢形忠の城をも攻めて幕下七名の

忍城とおしよせて

佐野の居城新田の金山佐竹の居城上野の舘林宇都宮の居城十八年

一此忍城ハ沼を要害とされし

所なり故に三成も沼を以て攻んとす城中ニ籠る所成田近江坂巻

靱負をはしめ其外来り守る者多し剛の士卒を下知して

防き戦ふ事甚た堅固にして此城攻落へし

ともみえさりし此時三成水攻ニ及んとて先堤を築かしめ給しとかや云 浅野弾正少弼長政岩槻

の城を攻落し関白の命ニ依りて寄手の陣ニ加ハる長

政等ハ諸手を寄せ引して城中ニ攻入り出丸を責

切り人を謀し合せ長政数手を引て石田ニ斯(?)て三成

定めして味方を出して押寄せ長政の勢(?)ニ加りしか城

中堅固ニして寄せ手もなかりしかハ三成佐竹

宇都宮の勢を割して戦ひしか長政一番(?)数ヲ以攻(?)戦ひ

寄手を守(?)りしかとも味方の者の内より百余人

おもて御さむらひしく川辺氏家も下総守氏長なる
の庄まてましけるのち山中氏仁和寺の庄にしはらくまし
けるかある山中山城守も御（足利殿の御内にて古今の人なりけり）ける時印にかくれ
まかりしかとも寛近き消息をかへりみもしてあひかはらすと
年を経て羽柴筑前守にてけりとそらしめし山城守をは
陣にて召し城中の女人とも召し候へはかへり御来ると
よはりの事とかう見ゆ中納言書て御内の侍に給りて
色を見せける人もまた行きかれも山城守にかゝ書て
かくる御内の人に給ひしは方々に来りてあいてやさしく参られる
筑前は年をも経て程ひして堀川殿に来りてましまし城中より
堂の不思議の事とてもつゝのさかしく氏政氏直へかく

一 扨そのへんのことて茶てをもしつかゐきけ年氏直の許を遣
はしふへしとて御ふみ（氏直初名ハ堀川殿の聟なり御しかるに）氏政父子は年
をへてかひて物く御内そとて身のいたはりもあるとて年氏
便に成しけるに後海とて氏年来の我をはらひ氏政の
方より使けやか台あましやめしものゝ見はからひかいかゝ
かういくはりあまりて此か来ってさらなくて医療を加へさせ
のちとてこの度に医師安栖をさそひてまゐりけれはまてに
あらましめかくおもひしかは御内使者ともに家来として御の名
承りし柳氏長和泉守のもとにて年氏筑前の頃ふ人
山中山城守も後に古浜を通りけりまかりて居所しし
よろしめやすまでてはひとく扱りきけるに山城守の許へ消

悉を通して味方の城郭或ハ落或ハ降りて七八年
氏長か名のみなりしも多皆の為に城々まて今ハ今と
与力れし人々へ従ひ又と古氏長か居城として小峰
所従ふ者とて又父子妻子とも漂ひまよひ人ましと
我さる勢しからす古信か弛し中にも小峰にて城をかまへ
つくる人まとたのみとみふの方に近きすなはち所々又引まと
やかて来て此人と其の後さらに語しけれ此上をとて
城内の将を嫌ひ出し桐ひとく草云七八年の籠城て
山上の者ら引て至らる討て忍の城の為に攻めくる
如とゆゑえく小峰より攻め行の大将上杉景勝為に
此ハ与とへ人主の城内にてそ落ちぬと聞て城中の名し

落人とり白川の各川に至り小峰とひしかは城内も所々に
会いまとて城中とさる従ひしかりけりしかもけまとハ幕白の
小感とそ行人々しとふへまて小峰か古く伊達川殿の為氏と
与川とられいるの川ハ幕代の両氏と名とひかり 此川 幕白
城内として諸もふる[illegible]
[illegible] 廿年蒲生飛騨守氏に
勇列の子後とし、城にて会津の地にて下向氏長会津
在るか依と其まて氏に知り奉りつらん小田原ハ十九年の夏九月の
訳たいまとて氏に知りて従いし後氏長とハ幕白とし
めしおかれて下野小馬山の城を預りて方とて小峰と名し
後幕白男ひとりやもちて附城内の妹君叔の事とと

ありけ所に小山の辺より来て陣の所に在達し小城兵窺寄来
給ひしかは女房打して出んと欠かりしを盗さ申こし居
らさりへりけるに子孫の光氏泥ふと述べ長年东西の
業を為せし御申付て細身ハ右田宗の城を攻取て業を定め
そけ玉の城とう大將の後の終りハ将軍ふ起ひて其
六十七年にて請を討て卒しりしに世継なけれは終
ふ絶へり　元和九年小松年表の領主馬山の城籠りしと云へハ其
後の城の上代の地氏も生して
あらも書して申し伝かそ家の末国を入れもくハしき
りを知んは後の之天下一所とて大略とあるすなり

佐野

修理大夫藤原政綱　鎮守府将軍秀郷の末葉上野
の住人佐野太郎基綱か後胤也　冨田左近将監秀二の男也

将軍の家臣千常子孫光広の子孫
秀郷の代より将軍より打り二男藤原名を改め
子孫の二男足利太夫成行ハ子足利太郎成行か子孫の父太郎ふ
さ述て足利佐野太郎と名宗佐野ハ男子足利太郎佐野
家の氏は年十一代にて住せし又太郎忠綱か父の二男山上
太郎ハ佐野山上の祖たり二男足利太郎七郎太郎
ふ太郎の嫡男と佐野太郎基綱とも足利の祖先佐野
右之佐野の家の系図とうハ基綱より政綱まて世継を詳
ハ佐野小太郎昌綱か男修理亮宗綱か時に至て天正
十二年十二月晦日の夜門出館林の住人長尾但馬守へ向ひ
唐沢の城を請取けり明る十三年正月元日の御宗綱は
りしとすて申せしか年々恒例御祝して参り

こゝにゆへこそ城をわたし人ありけるとて馬場氏へ差出し御けり
やつけにて信濃にありけるに軍兵を率て佐中の
城をせめ数度合戦して秋にいたり城の内にも大勢の子
共もあまた討死して城次第に弱く一
族しかし副軍団の内より一人を遣はし大将家康に
降参方の城の本戸口に押寄る所にて侍城中
のもの共其の上にあつまりてさし出し詞をかけ小附
来り申く家康の附向の旗を見て旗本の者ども中
にも出たりしに附の者のもとに家康にも
ゆるされ馬より下にておりしに判軍団状を出し入の中
馬の口をとりて川辺に城の名をあらはし人の下にかれおちとまる

城戸押寄きまりて二町斗りわきかゝへ近藤清左衛門
をはじめ家康の本家卿本家に一かゝるきこの内に入と
ともに謀の内にも家康女子のことを聞て男子なれは
さらに本様の小原は前附第三成と申付て八ヶ国の
侍ともくにまゝに属して一族とゝもに家康の娘
をかゝへてふ徳と和合して謀定し給ふ家康が其の侍
となりて佐中の広大悉く従しけるゆへ和尚一人は左
陸の佐竹が子と逆へてふ徳との誠に大和中城竹沢
山上頼母頼弘が娘として家康の内のちからをかけ請て
さらに各連署の起請文を小原に奉りて一族によりて
佐中のふ徳と左衛門尉政頼に[illegible]

在番の佐野氏忠にして悉く法にせしかハ和尚大いに怒り[illegible]
寺を出られけり同十八年の春秀吉公小田原を退治の為
関東に下向ありし時宗綱の甥の請けるによりて思谷の
辺まで出迎へ蒔田口より案内者となり且つ
られ御旗本にて攻入り以て後佐野陣を退けられ佐野の城
に籠りし所に攻入り父祖累代の本領に安堵せしめらる
然るに後天徳寺和尚城中の者と[illegible]して和尚の命
に従ふ佐野氏忠は小田原の城に在りて大に籠り城中に一人[illegible]
嫌ひ同じく御旗本に加はり和尚の仰を以て悉く本領を安堵
とりしなりて是につき(?)後年法名と号す[illegible]の人
より切腹せしめて忽ち家を人に与へ富士の本宗に
あり[illegible]小田原にて氏忠の(?)[illegible]死すと[illegible]
結の城を出て[illegible]河原の子孫天徳寺の和尚で
存命して押籠を大に申さるに[illegible]あり[illegible]
家門を中絶していふて既に是非の命令を依て[illegible]
[illegible]是非なく[illegible]して[illegible]
安威殿にて小源太(?)和尚[illegible]蒔田の[illegible]人[illegible]
直信(?)盛り二男を養ひ父祖の本領を継がせ政綱となる
名乗りて慶長十年の秋[illegible]
の[illegible]として[illegible]の城を[illegible]同十
九年三月大久保相模守忠隣が縁に依て[illegible]の城に
[illegible]佐野の城を[illegible]六月廿八日[illegible]

松本に流されける小笠原右近大輔秀政これに従ひ其家

代の家臣となりけり（[illegible]ハ三万九千石にて政務をとりけるか死し息男二人ありて今に其名を残けるといふ）

滝川　木造

少納言雄利（初ハ雄致）村上天皇の皇子具平親王の御末伴

将監小島源大納言顕能の嫡男木造顕俊七代の孫なり

中将俊茂男三の子として生れけり（一説に顕俊七世の孫木造の流れ小島参議俊晴具の二男にて）

（木造の家を継しくは北畠の子なかりしかは具の子を申うけて家督をつかせ具之の子となし具康と名乗りしか具之の養子なりといふ）

（[illegible]木造ハ村上源氏之武家福田とる[illegible]紀氏のよし[illegible]）　雄利幼しめ父母の命により

僧て法師となり木造の院常溪と申しけり後に北畠信[illegible]

身を秋[illegible]めきとして馬の家となりて[illegible]房俊武

睦唯子等常の人[illegible]に[illegible]されと小島の家[illegible]とて

元亀[illegible]時あり如くして食[illegible]木造氏か仇具康か（之は木の家と云[illegible]）

の先祖極にてなかれ具康とはなして[illegible]

織田家にきたりけり。しかるに永禄十二年の八月北畠を
退治の為に御発向あり。此時の北畠ハ具教入道して具房ハ / 北畠嫡男の孫にて具教か八嫡なり 信長
此時とりかこみ給ひし所に沢常院木造具政と云者、伊勢国の大名
しか遣たてけれハ北畠と織田に沢常院をして和睦しけれ
織田家の侍大将滝川伊予守一益 後左近将監と号す 名氏をもて
滝川名跡を継と名のり 滝川一益を以て北畠頭の後三年の秋
部大輔の住人三雲六角に随ひしを 随ひし一族の次郎 深作か後に近江国甲賀
郡住人北畠ハ伊勢の今の滝川の不紀氏の家に召されいかなるかしや 断て
北畠の具教後に信長に対面して中分となし 彼二男茶
筅丸に家督をつかせて其後信長彼滝川名跡を相続
して伊勢国司二人あれハして北畠の名跡を継ぎ
三介左近衛中将元亀二年の夏具教我娘北畠具房
あまつさへ明る天正三年の春元服させ三助信雄と名のらせ
三介左近衛権中将の官を給ハり雄親とぞ名乗ける 三位中将 / 雄則と後
同年の冬信長具教を討て北畠の一族悉くほろぼし
伊勢を以て信雄に附らる 三介左近衛中将と号して下
治まりける 六年の冬伊賀国の住人福地の何某織田家
へ心を通しける 伊賀国の案内仕るべしと申す 信長大に悦ひて
信雄に信長の軍勢を先として滝川下総守丸山の城を築
て伊賀をおさへさせ給ふ 同七年の夏織田家と戦ひありしに
しかれば伊賀国の侍共信雄を討ち亡さんと
ら滝川下総守丸山の城を攻て当国の地を打随へ 彼国
中をたいらげんと信雄みつからの功とせんとして 此年の冬伊賀

出しかくて雄殿ハ清須ニ在城にて出仕しかくて小牧山

らさる所ニ秀吉ハ所を出て天下を手に入給ひ大閤の志之を盛

しかハ不叶（此年元日雄殿登城ありしに秀吉出迎て月のある／今ぞ出ぬとうち向ひてしかと云あきれ出て悪きを指）

（御前清須ニ参ル今ハ小／牧山の事ハ是と云）明ぬれハ十一年の春信雄秀吉ハ合戦して

今月三七殿信孝を滅し秀吉又信雄とうしなハんとて

天川てさへ侍ふ人ハ味方さすへしとてあまたしく其人ハ城

出ニ小雄殿信雄の命をそむきかくてかのうちとをさえさせう

秀吉服従中将ハ備前安芸ニてそ十二年の春信

雄をしめて秀吉の謀と知て早既ニ人とす初雄殿服従

の将ハ早に妻かいらう以の外ニ心得ハ長しり給ひ子息給

りく此世の名残とてかしこまりて承候てかの侍ども

返し伊賀出ニ北畠より秀吉所と出て大いにいかりて

しかハ服従の将共家斗り具しこて観音寺へ遣て伊賀

出ニ付て滝川ニ参集やむなしと人々を御前ニ召出させらる人

しと明日より北畠出へ兵あつめかしこにて北畠ニ至り給ふ

又そのまた上の城ニ押寄て雄殿より給ふ小山城ニ入しとハ

ありひしより今日初ニしてあへて城を落し伊勢出ニ於て

信雄殿ハ松ヶ島の城と給ひしかハ同三月雄殿家臣同

具し押寄攻城と川ニ日五日大阪羽柴とうち合ひ

（服部半蔵ハ清須ニ投／付て此城を築ニせしと）其うち秀吉信雄と三度さんと伊勢尾

此の出くり先へ向ひ家康と川をはさみ今月家康信雄秀吉

（後ニ大和大納言／とよばれし也）大将軍として大名明多渡て伊勢出小牧に向ふ

秀長ハ松ヶ島の城をかこましむ秀吉ハ尾張へ出馬
此所にて徳川殿と戦ひすけ軍し池田歳(?)なとをしめと
して六(?)多くうたれ味方大敗(?)次(?)神戸(?)出雲(?)の城を落さ
る滝川日吉(?)戦ふ半十四日秀吉の名将へ紹(?)して攻
しかとも大なる川舟もつて入(?)同七月雄利(?)下総守(?)ハ秀長ヘ
りことをめくらし城中の男女命をたすけて城をハ秀長に
わたし雄利ハ松ヶ島 伊勢国の浮(?)島(?)の城をいふ
わたし(?)山(?)より(?) 今北畠(?)にて城をあけさせし
と云て又濱田の城を守(?)る 此時雄利ハ城を出て上(?)の城中へ入(?)しと秀
　吉(?)ハ下(?)不(?)審(?)しかとも濱(?)田(?)下総守
とりかゝる人々しはしは(?)攻かゝりけれとも城をかたく守り堅(?)固(?)の
りしかは(?)さしもの(?)大(?)軍(?)もせめかぬる(?)にて秀吉ハ此(?)城をことゝもせす
かゝりける(?)城にて(?)秀吉攻よせ(?)しかと
かたく守りて(?)しとけり 此年十月十日秀吉信雄中納言
して戦をやめし同(?)十三年の夏(?)幕(?)白秀吉は(?)出の此直(?)に

伊勢国神戸の城を下総守雄利にあつけらる(?)
今まてハ神戸の城とハ北畠雄(?)利(?)しかる(?)
濱(?)後(?)出(?)陣(?)して(?)所(?)之(?)又(?)此(?)ハ下総守名を改(?)之 同十八年秋(?)の北條(?)
これ(?)に(?)同(?)信(?)雄(?)幕(?)白(?)のあつかひ出(?)奔(?)しのち下総守雄利
殿下に(?)達(?)し(?)神戸の城を二万石 羽柴と名のらせ給(?)ふ(?)此(?)は
所(?)々(?)にて戦(?)ひ(?)御(?)側(?)に(?)侍(?)りけり 太閤薨し(?)給ひし
後慶長五年の秋大坂のさわき(?)に(?)徳川殿と共(?)に東(?)へ下(?)り(?)人(?)と
せし(?)同(?)雄利上方に組し(?)所(?)領(?)の地(?)に(?)しりそく(?)ら(?)れ(?)
東(?)下(?)違(?)ひ(?)かゝる将軍家に同(?)所(?)と(?)侍(?)の(?)所(?)之(?)同十五
年の秋常陸にして所(?)領(?)二万石 に(?)賜(?)り(?)相(?)府(?)正(?)利(?)
以(?)所(?)領(?)を(?)述(?)て大坂の役(?)の戦に(?)ても(?)ゝ川(?)入(?)に(?)名(?)乗(?)し
其のりたる(?)其(?)こ(?)り(?)し(?)せ(?)し(?)諸(?)所(?)の(?)ほ(?)の(?)り(?)二(?)万(?)と(?)云(?)一(?)に(?)後(?)滝(?)て(?)滝

川と名宗紙漉して美濃よりなす者の紙漉して在り
川篭りにけれハ八ケ所の和紙漉しよりも勝れたり
帰りてもとよし近し諸されとも今に至て紙漉し家に一の地紙
は二タ男子名も是れを古波山紙と定まる二男也ひそかにと
長門に村名となれり

淺草文庫
国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan